

食品安全情報（化学物質） No. 5/2020 (2020.03.04)

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部

(<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/index.html>)

<注目記事>

【CFIA】 2020-02-17 食品安全検査報告：キャノーラベースの調味料、油脂中のトロパンアルカロイド

天然の毒素であるトロパンアルカロイド(TAs)へのヒトの暴露は、食用植物との誤認による、あるいは農作物が TA 含有植物に汚染されて生じることがある。汚染はシロバナヨウシュチョウセンアサガオ(*Datura stramonium*)の種子が原因とされている。近年、この種はアルバータ州のキャノーラ畑で雑草として現れ始め、その種子はキャノーラと同じサイズなので加工中にそれらを分けることは難しい。カナダの重要な農作物の品質を守るため、カナダ食品検査庁 (CFIA) はキャノーラ油の TAs に関するターゲット調査を行った。その結果、検出された濃度でのヒトの健康への懸念はないと判断し回収の必要もないと結論した。

*ポイント： TA 含有植物は、日本国内だと食べられる植物との誤認による食中毒で話題にされますが、海外では穀類や豆類への混入（汚染）が食品安全上の問題となっています。最近では、2019年にウガンダで、国連の世界食糧計画 (WFP) で提供した Super Cereal の原料である大豆の TAs 汚染によりアウトブレイクが発生したことから、WFP からの要請を受けて FAO/WHO がデータ募集と特別専門家会合の開催を計画しています。

【HSA】 COVID-19（新型コロナウイルス感染症 2019）の予防や治療を主張する製品への助言

シンガポール健康科学庁(HSA)は、COVID-19 の予防・治療を主張する健康製品、ハーブ、「クリップオン」製品を含む健康製品の国内やオンラインでの購入について消費者に助言する。現在、どの製品にも COVID-19 の予防・保護・治療に役立つという根拠はない。

*ポイント： COVID-19 に乗じて科学的根拠のない製品でお金儲けをしようとする人達に騙されないように、という注意喚起です。ぜひご一読下さい。

【FSAI】 CBD 食品サプリメントのいくつかは消費者のリスクになり、誤解を招く

アイルランド食品安全局 (FSAI) によるカンナビジオール (CBD) 製品の国内調査 (2019年11月から12月に実施) によると、分析された製品の大多数が食品法の様々な条項に違反し、中には消費者にとって安全上のリスクになる可能性があることが判明した。検査した CBD 製品の 84% で THC が検出され、37% は欧州食品安全機関 (EFSA) が設定した安全基準 (急性参照用量 ARfD) を超過するテトラヒドロカンナビノール (THC) を含んでいたことから、当該製品を現在リコールしている。

【FSA】 FSA は CBD 事業者に対して期限を設け、消費者向けに安全性の助言をする

英国食品基準庁 (FSA) は、CBD 製品について正当な新規食品認可申請の提出期限を 2021年3月31日と設定する。CBD 事業者は、期限より前に製品の安全性と内容物についての詳細情報を規制当局に提出しなければならない。その日以降は、正当な申請が提出された製品のみ流通が許可される。さらに FSA は、妊婦や授乳婦、何らかの医薬品を服用している影響を受けやすい人達に向けて、CBD 製品を摂取しないよう助言する。健康な成人についても、摂取前に注意深く検討することと、一日に 70 mg 以上 (5% CBD なら約 28 滴) 摂取しないよう助言する。

目次（各機関名のリンク先は本文中の当該記事です）

[【WHO】](#)

1. 国際がん研究機関（IARC）

[【FAO】](#)

1. Codex

[【EC】](#)

1. 新規食品統一リスト
2. 委員会は殺生物活性物質ヨウ素、PVP ヨウ素、ジネブの認可レビューを行っている
3. 査察報告書
4. 食品及び飼料に関する緊急警告システム（RASFF）

[【EFSA】](#)

1. PFAS パブリックコメント募集：意見案の説明
2. 甘味料のハザード同定及びキャラクタリゼーション評価のためのプロトコル案についてのパブリックコメント募集結果
3. 2019年食品及び飼料におけるナノテクノロジーリスク評価のEFSA科学ネットワーク年次報告書
4. 時空間データの分析のためのWEBアプリ
5. ダイズ MON 89788 及びダイズ A2704 - 12EU についての委員会実施決定 No 2019/2083 及び 2019/2084 の内部レビューのための Testbiotech 研究所の要請に関する科学的助言（申請 EFSA - GMO - RX - 011 及び EFSA - GMO - RX - 009）
6. 飼料添加物関連

[【FSA】](#)

1. FSA は CBD 事業者に対して期限を設け、消費者向けに安全性の助言をする
2. 食品中のピロリジジナルカロイドの実態
3. FSA は北アイルランド市民に食品項目の「ラベル確認」をするよう新たなキャンペーンを開始する
4. FSA の世論調査第 19 回結果公表

[【DEFRA】](#)

1. 食品中残留農薬：2019年四半期モニタリング報告

[【NHS】](#)

1. Behind the Headlines

[【BfR】](#)

1. フードサプリメントのビオチンは検査結果に影響する
2. 電子タバコの研究：ドイツでは今のところ電子タバコ使用による命に関わる中毒はない
3. 中毒事例：カンナビジオールを含む電子タバコ用リキッドは操作されている可能性がある
4. 電子タバコのビタミン E 酢酸エステルリスクは未解決

[【ANSES】](#)

1. 戸外での鉛暴露

[【FSAI】](#)

1. CBD 食品サプリメントのいくつかは消費者のリスクになり、誤解を招く
2. アイルランドの健康的な朝食用シリアルとヨーグルトの結果に関する報告の発表

[【FDA】](#)

1. FDA は食品基準近代化のための一般原則について再度意見募集
2. 業界向けガイダンス：FDA の任意適格輸入業者プログラム
3. FDA は動物用食品及び医薬品に関連する執行したコンプライアンス政策ガイドを取り下げる

4. リコール情報

5. 警告文書

【FTC】

1. FTC は認知機能改善宣伝に騙された消費者に返金

【CFIA】

1. オンラインで買い物？支払う前に CFIA で確認を

2. 2020-02-17 食品安全検査報告

【FSANZ】

1. フードサービス業界向け食品安全管理ツールへの意見募集

2. 食品リコール統計

3. 食品基準通知

【TGA】

1. Caruso's Natural Health 社は Caruso's Kids Eye Care 製品の根拠を保持していると不当に主張して\$12,600 の罰金を科せられた

2. 安全性警告

【香港政府ニュース】

1. 2019 年の食品インシデントのレビュー

2. CFS は肉の二酸化硫黄の使用に関するサーベイランスの結果を発表

3. 違反情報

【MFDS】

1. 日本産輸入食品の放射能検査の結果

2. 食薬処、2019 年の食品など輸入動向を発表

3. データの偽造・変造を防ぐ「スマート HACCP」適用業者の優待措置！

4. オンライン食品販売業者など約 1,800 ヶ所を特別点検

5. 農薬残留基準が気になるなら農薬名・農産物名で探してみてください

6. 回収措置

【HSA】

1. COVID-19（コロナウイルス感染症 2019）の予防や治療を主張する製品への助言

【その他】

・(EurekAlert) 減量用ハーブ医薬品の根拠は不十分

・(EurekAlert) 新しい検査が毒キノコを同定

・(EurekAlert) セルビアの地下水の雑草由来化合物が腎疾患風土病に寄与しているかもしれない

・(EurekAlert) 女性の消防士と事務職の PFAS 暴露を比較する

・(EurekAlert) 正常コレステロール濃度を維持したい成人にとって砂糖入り飲料は良くない選択

・(EurekAlert) 「ソーダ税」1 年、研究者はこの法律が砂糖入り飲料の摂取に影響しなかったことを発見

-
- 世界保健機関 (WHO : World Health Organization) <http://www.who.int/en/>

1. 国際がん研究機関 (IARC)

IARC モノグラフ第 123 巻 : 一部のニトロベンゼンと他の工業用化合物

IARC Monographs Volume 123: Some Nitrobenzenes and Other Industrial Chemicals
24 February 2020

<https://www.iarc.fr/news-events/iarc-monographs-volume-123-some-nitrobenzenes-and-other-industrial-chemicals/>

オンライン公表のお知らせ。染料や着色剤の製造、コーティング剤、写真薬剤、プラスチック、農薬等の産業で広く使用されている 8 化合物について：2-クロロニトロベンゼン、4-クロロニトロベンゼン、1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン、2,4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン、2-アミノ-4-クロロフェノール、オルト-フェニレンジアミン及びオルト-フェニレンジアミン二塩酸塩、パラ-ニトロアニソール、*N,N*-ジメチルアセトアミド。

-
- 国連食糧農業機関 (FAO : Food and Agriculture Organization of the United Nations)
<http://www.fao.org/>

1. Codex

- 残留農薬/チリでのトレーニングはこの地域の専門性を強化する

Pesticide residues / Training in Chile strengthening expertise in the region
21/02/2020

<http://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/news-and-events/news-details/en/c/1263161/>

FAO と WHO は、農薬によるヒトへのリスクについて、直接的な暴露と食品に残留した農薬への暴露を評価し、十分な保護を推奨する責任がある。FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPR) が、食品中の残留農薬のリスク評価を行う独立した国際的な専門の科学者集団である。JMPR が農薬について許容一日摂取量 (ADI) を設定し、それをもとに各国政府や国際リスク管理者である Codex が食品に含まれる農薬に最大残留基準 (MRLs) を設定する。

FAO の支援のもと、チリ食品安全庁 (Chilean Food Safety Agency: ACHIPIA) と FAO が合同で、国内の科学者を対象に、食品に含まれる残留農薬の評価と MRLs 設定の能力強化のためのワークショップを 2020 年 2 月 17~21 日にサンチアゴで開催する。ワークショップは、残留農薬の食事暴露評価についてさらに多くのことを学び、JMPR の専門パネルの候補者を確認するためでもあり、そのためラテンアメリカとカリブ海地域の 15 カ国から

40人が参加する。

- **WTO /貿易の技術的障害に関する協定がコーデックス参加を促す**

WTO / Technical Barriers to Trade Agreement encourages participation in Codex

26/02/2020

<http://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/news-and-events/news-details/en/c/1263719/>

世界貿易機関（WTO）の「貿易の技術的障害に関する協定（TBT agreement）」の会合が2020年2月26～27日、スイス・ジュネーブで開催される。本会合では、不必要な貿易障壁をつくらないための包装、マーケティング及び表示要件を含む強制規格（technical regulations）と任意規格（standards）について議論する。SPS協定と同じく、TBT協定も加盟国が全ての段階において参加するようメンバーに促している。国際植物防疫条約（IPPC）と国際獣疫事務局（OIE）とともにCodexについて明確に言及しているSPS協定とは異なり、TBT協定では特定の国際規格策定組織を認めてはいない。

Codexはオブザーバーとして参加することで、必要とされる情報を提供する機会を得ている。最近では、消費期限の条件、チーズへの乳粉末の使用、食品表示の文言、クロロタロニルの使用などが関係している。

知ってた？

TBT協定は、場合によっては必ずしも全ての国際規格が適切ではないことを認めている。これは、気候条件や地理的状況、技術的な状況などによるだろう。TBT協定のもと途上国には、その国の発展や財政、貿易上の必要性に応じて適当でない国際規格の利用は求められていない。

*WTO/TBT

https://www.wto.org/english/tratop_e/tbt_e/tbt_e.htm

- **GFSI /一つにつながった世界、一つの安全な食品供給**

GFSI / One connected world, one safe food supply

28/02/2020

<http://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/news-and-events/news-details/en/c/1263971/>

世界中の食品安全関係者がシアトルに集結し、2020世界食品安全イニシアチブ（GFSI）会議（2020年2月25～28日）が開催される。

*GFSI Conference

<https://mygfsi.com/events/gfsi-conference/>

●欧州委員会（EC：Food Safety: from the Farm to the Fork）

http://ec.europa.eu/food/food/index_en.htm

1. 新規食品統一リスト

Union list of novel foods

https://ec.europa.eu/food/safety/novel_food/authorisations/union-list-novel-foods_en

（更新：新たな新規食品が認可されると委員会実施規則として定められる）

2. 委員会は殺生物活性物質ヨウ素、PVP ヨウ素、ジネブの認可レビューを行っている

The Commission is carrying out an early review of the approval of the biocidal active substances iodine, PVP iodine and zineb

https://ec.europa.eu/health/sites/health/files/biocides/docs/iodine_pvpiodine_zineb_en.pdf

殺生物剤規制（BPR）ではヒトに有害影響を与える可能性のある内分泌攪乱性のある有効成分は認可されないと定めており、ヨウ素、PVP ヨウ素、ジネブについては内分泌攪乱作用の疑いがあることからレビューをしている。

3. 査察報告書

- 管理団体—トルコで運営する認定管理団体が適用するオーガニック生産基準と管理方法

Control Body 2019-6708—Organic production standards and control measures applied by a recognised Control Body operating in Turkey

13/02/2020

https://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit_reports/details.cfm?rep_id=4234

2019年10月14～23日に実施した、トルコの管理団体が適用したオーガニック生産基準と管理方法の適用を評価するための査察。トルコの管理団体事務所は、管理者を認定しEU輸出用検査証明書を発行する自治権を持っている。それは管理団体本部による監督と監査の対象である。生産グループの個別の生産者を含む管理下にある全ての管理者は毎年検査を受けている。野外のサンプリングに実施される手段は理想的な評価とは言えない。繰り返し発生、違反検出が遅い、フォローアップが遅いなどの事例もある。概して、管理団体は委員会が認定している管理手段を適用しているが、欠点に対処する必要がある。

- ナミビア—水産物

Namibia 2019-6692—Fishery products

10/02/2020

https://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit_reports/details.cfm?rep_id=4233

2019年11月25日～12月6日までナミビアで実施した、EU輸出用水産物がEU規則に

従っているかどうか、また前回の査察の是正措置を評価するための査察。管轄機関が開発した公的管理システムは、EU 輸出衛生証明書が求める保証を提供する、適切な法律や包括的文書手順に基づいている。このシステムは全体的な生産チェーンをカバーし、一貫した方法で計画された頻度に従って実行されている。EU 輸出用のリストに記載された 1 か所の施設で、関連する違法の修正行動が完全に実施されていなかった。

- **デンマーク—動物と製品の輸入に関する公的管理**

Denmark 2019-6637—Official controls on imports of animals and goods

06/02/2020

https://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit_reports/details.cfm?rep_id=4232

2019 年 9 月 16～24 日にデンマークで実施した、生きた動物と動物製品及び動物以外の製品の公的管理を評価するための査察。新しい検査センターと 2 か所の入国管理事務所を含む 8 か所の国境検問所の施設と設備の法令遵守を評価した。輸入の公的管理の包括的な枠組みがあり、よく教育された職員に実施され、詳細なガイダンス文書と情報技術システムで支えられている。動物、動物由来製品、特別な輸入条件の対象となる商品の輸入管理の実行は一般に EU 規則に従っていた。多くの小さな欠点は是正措置を開始しているが、船舶供給向け貨物の取扱い手順はまだ対処する必要がある。

- **スペイン—輸出、輸入、国内販売を含む加工された動物タンパク質**

Spain 2019-6645 — Processed animal proteins, including exports, imports and intra-union trade

03/02/2020

https://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit_reports/details.cfm?rep_id=4230

2019 年 5 月 20～29 日にスペインで実施した、加工動物タンパク質(PAP)の衛生、トレーサビリティ、売買に関する条件の実行を評価するための査察。一般的に現地で実施されている公的管理は、管理者や製品が衛生とトレーサビリティの EU 規則を満たすことを保証する良い基礎となっている。だが、水産養殖用の PAP 輸送業者の管理などが総合的に信頼性を弱めている。PAP の輸出、輸入、EU 内貿易に関する公的管理は、スペインの管轄機関から原産加盟国の管轄機関への TRACES を介した情報転送要件の実施以外は、スペインでよく管理されている。

4. 食品及び飼料に関する緊急警告システム (RASFF)

Rapid Alert System for Food and Feed (RASFF) Portal - online searchable database

http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff_portal_database_en.htm

RASFF Portal Database

<https://webgate.ec.europa.eu/rasff-window/portal/>

2020年第8週～第9週の主な通知内容（ポータルデータベースから抽出）

*基本的に数値の記載がある事例は基準値超過（例外あり）

*RASFFへ報告されている事例のうち残留農薬、食品添加物、食品容器、新規食品、カビ毒を含む天然汚染物質の基準違反等について抜粋

警報通知 (Alert Notifications)

スペイン産オレンジのイマザリル(5.5 mg/kg)、香港産マフィン缶の3-モノクロロ-1,2-プロパンジオール (3-MCPD) (48.9; 70 µg/l) 及び 1,3-ジクロロプロパノール (1,3-DCP) (2.1; 2 µg/l)、ハンガリー産オウム用飼料のブタクサの種子高含有(4025 mg/kg)、オランダ産野菜チップスのアクリルアミド高含有(1845.7 µg/kg)、スペイン産オランダ経由冷凍ヨシキリザメの水銀(1.17 mg/kg)、オランダ産メラミン皿からのメラミンの溶出(3.64 mg/kg)、英国産フードサプリメントのビタミン B6 の高摂取量(3450 mg /100g)、ギリシャ産ドイツ経由干しブドウのオクラトキシン A (81.4 µg/kg)、ベトナム産オランダ経由冷凍パンガシウスフィレの未承認物質塩素酸塩(19 mg/kg)、産出国不明英国産穴の開いたフライ返しからの一級芳香族アミンの溶出(0.4200 mg/kg)、中国産オランダ経由梨のクロルピリホス(0.075 mg/kg)、アイルランド産低温圧搾 CBD オイルの未承認物質テトラヒドロカンナビノール (THC) (206.5 mg/kg)、中国産英国経由ナイロン製スプーンからの一級芳香族アミンの溶出(0.6459 mg/kg)、など。

注意喚起情報 (information for attention)

英国産フードサプリメントの未承認新規食品(*Xanthoparmelia scabros*)・禁止成分ヨヒンベ樹皮抽出物及び未承認新規食品成分イカリソウ・フーディア・ジャショウシ・デンドロビウム ノビル・アグマチン硫酸・アカシア、チリ産「チリイガイ」の果肉(調理済、冷凍)のカドミウム(1.575 mg/kg)、インド産フジマメのジメトエート(0.06 mg/kg)及び未承認物質オメトエート(0.02 mg/kg)、中国産プラスチックボウルからのメラミンの溶出(3.82 mg/kg)、オランダ産チルドメカジキの水銀(3.2 mg/kg)、ブラジル産米の未承認物質トリシクラゾール(0.04 mg/kg)、インド産圧力鍋からのアルミニウムの溶出(68.2 mg/kg)、南アフリカ産オランダ経由レッドグレープフルーツのチアベンダゾール(20.2 mg/kg)及びイマザリル(10.2 mg/kg)、スリランカ産パーボイルド米のアフラトキシン(B1 = 3.4 µg/kg)、中国産オランダ経由ポメロのクロルピリホス(0.022 mg/kg ; 0.021 mg/kg)、インド産グアア豆の未承認物質モノクロトホス(1.1 mg/kg)、ポーランド産生鮮白菜のクロルピリホス(0.26 mg/kg)及びジメトエート(0.22 mg/kg)、ハンガリー産原料トルコ産乾燥トマトの亜硫酸塩高含有(5544; 4976 mg/kg)及び非表示、など。

フォローアップ用情報 (information for follow-up)

フィリピン産英国経由醤油の 3-モノクロール-1,2-プロパンジオール (3-MCPD) (193 µg/kg)、エジプト産オランダ経由緑豆のジメトエート(0.091 mg/kg)及び未承認物質オメトエート(0.034 mg/kg)、ウクライナ産クッキーのトランス脂肪酸高含有(2.35 g/100g)、オランダ産 CBD ヘンプオイル、ヘンプチューインガム及びジェルカプセルの未承認新規食品成

分カンナビジオール(CBD)、アイルランド産冷凍ノルウェーロブスターの亜硫酸塩高含有(302.4 mg/kg)、など。

通関拒否通知 (Border Rejections)

タイ産ペッパーのプロピコナゾール(0.022 mg/kg)及び未承認物質アミトラズ(0.081 mg/kg)、イラン産ピスタチオのアフラトキシン(B1 = 24; Tot. = >24 µg/kg)、トルコ産ザクロのクロルピリホス(0.096 mg/kg)、トルコ産ペッパーのホルメタネート(0.165 mg/kg)、モロッコ産グリーンオリーブパプリカ詰め亜硫酸塩未承認及び非表示(167 mg/kg)、台湾産アルミニウムトレーからの高濃度の総溶出量(10.5 mg/dm²)、中国産醤油の3-モノクロール-1,2-プロパンジオール(3-MCPD) (79 µg/kg)、ロシア産飼料用酵母の鉛(11 mg/kg)、エジプト産有機ピーナツ穀粒のアフラトキシン(B1 = 6.4 µg/kg ; B1 = 320; Tot. = 370 µg/kg)、など。

その他、アフラトキシン等多数。

● 欧州食品安全機関 (EFSA : European Food Safety Authority)

http://www.efsa.europa.eu/EFSA/efsa_locale-1178620753812_home.htm

1. PFAS パブリックコメント募集：意見案の説明

PFAS public consultation: draft opinion explained

24 February 2020

<https://www.efsa.europa.eu/en/news/pfas-public-consultation-draft-opinion-explained>

ポリフルオロアルキル化合物、あるいは PFAS は、パーフルオロオクタン酸(PFOA)、パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)、パーフルオロノナン酸(PFNA)、パーフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)、その他多くを含む人工化学物質のグループである。PFAS は 1940 年代以降世界中の様々な業界で製造、使用されている。PFOA や PFOS、PFNA、PFHxS などの特定の PFAS は環境中やヒトの体内で分解せず、時間の経過とともに蓄積する可能性がある。PFAS への暴露は有害健康影響につながる可能性がある。ヒトは食品を介してなど様々な方法で PFAS に暴露される可能性がある。食品は、食用作物を育てるのに使われる汚染された土壌や水から、飼料や水を介して動物体内でのこれらの物質の濃縮により、また PFAS を含む食品包装から、あるいは食品加工中に PFAS を含む設備を通して、汚染される可能性がある。

Tanja Schwerdtle 医学博士は EFSA のフードチェーンの汚染物質に関するパネル (CONTAM) の PFASs に関する意見の起草を支援する作業グループの議長で、現在 2020 年 4 月 20 日までパブリックコメントを募集している。

取り組んだ仕事について簡単に説明してください。主なポイントは？

我々は、体内に蓄積する 4 つの主な PFASs のグループ耐容週間摂取量(TWI)を提案し、

最も暴露された集団を特定し、動物とヒトでの PFASs への暴露に関連する重要な影響を特定している。これらの 4 つの PFASs への暴露に最も寄与する食品として、飲料水、魚、果物、卵及びその派生製品も特定した。

専門家らはなぜ個別の TWIs ではなくグループ TWI を設定したのですか？

2018 年の以前の意見では、PFOS に 1 つ、PFOA に 1 つの、2 つの TWIs を設定した。この新しい意見案では、その間入手できるようになった新しい科学的知見を考慮して、2018 年に評価されたもの以外の PFAS を含む、これら 2 つの TWIs を再評価している。これを行うにあたり、昨年発表され、多数の化学物質への複合暴露を評価するための方法論とツールが提供された、EFSA の 'MixTox' ガイダンスを検討した。その結果、ヒトで観察された影響を基にして、PFOA、PFNA、PFHxS、PFOS に 1 つのグループ TWI 8 ng/kg 体重/週を設定した。

専門家らはなぜ重要な影響（クリティカルエフェクト）を、コレステロールへの影響からワクチン接種に対する免疫系の反応の低下へと変えたのですか？

2018 年の意見で EFSA は、一般的な公衆衛生問題である循環器疾患との関連により、コレステロールの増加を成人への重要な影響であると考えた。

その間、動物とヒトでの PFAS の影響についての新しいデータが入手可能になり、PFAS への暴露とコレステロール値上昇との直接的な関連性を疑問視する新しい科学研究が発表された。以前の評価で重要な影響として確認されていた、ワクチン接種に対する免疫系の反応の低下についてはそういうことはない。この提案された新しい TWI は血中コレステロールの増加などの起こりうる他の健康影響も保護するものである。

最も暴露されるグループは？この TWI は赤ちゃんも保護しますか？

EFSA の暴露評価によると乳児、幼児、その他の子供が最も暴露されている。妊婦と授乳中の女性が乳児の暴露への主な原因である。この新しい TWI は高い暴露から乳児を保護するように設定された。

現在の知見のギャップ（訳注：不足している知見のこと）は？パブリックコメント募集中にどの側面に関してより多くのフィードバックを受け取りたいですか？

我々は意見の全ての側面に関してフィードバックの受け取りに興味があり、歓迎する。特に、少ない量で PFAS を検出することのできる、より感度の高い分析法で得た広範な食品グループのより多くの汚染実態データを受け取ることは役に立つだろう。評価したこれら 4 つの PFAS だけでなく、食品中に検出された他のものの相対的強さについてのさらなる情報も歓迎する。

様々な関係者は最終的な意見にどのように貢献できますか？

この科学的意見案は 2020 年 4 月 20 日までパブリックコメントを募集しており、フィードバックやコメントを送るのによい機会である。さらに、EFSA は 3 月 12 日に全ての人に公開されるブリュッセルでの技術会議を開催する予定である。その会議で EFSA はこの意見を起草するために従った方法を説明する予定で、私達は参加者からのあらゆる質問に答えるつもりである。ご意見お待ちしております！

* 食品中のパーフルオロアルキル化合物の存在に関するヒトの健康へのリスクについての科学的意見案のパブリックコメント募集

Public consultation on the draft scientific opinion on the risks to human health related to the presence of perfluoroalkyl substances in food

24 February 2020

<https://www.efsa.europa.eu/en/consultations/call/public-consultation-draft-scientific-opinion-risks-human-health>

評価では、ヒト血清中の PFAS 濃度に最も関係のある 4 化合物を選択し、これら 4 化合物のトキシコキネティクス、蓄積性や半減期が似ており、影響の相対的強さが同等であると仮定した。動物とヒトでの入手可能な試験に基づき、免疫系への影響を最も重要な影響（クリティカルエフェクト）であると考えた。2 つのヒト試験から、血清中の 4 化合物の総量として、1 才児の NOAECs を 31.9 ng/mL、5 才児は 27.0 ng/mL と同定した。PBPK モデルを使用し、1 才児の血清中濃度の 31.9 ng/mL は母親の長期暴露 1.16 ng/kg 体重/日に相当すると推定された。時間の経過による蓄積が重要であるため、耐容週間摂取量（TWI）として 8 ng/kg 体重/週を設定した。この TWI は、ヒトで観察される他に起こりうる有害影響についても保護する。一部の欧州人では TWI を超過する。

2. 甘味料のハザード同定及びキャラクタリゼーション評価のためのプロトコル案についてのパブリックコメント募集結果

Outcome of the public consultation on a draft protocol for the assessment of hazard identification and characterisation of sweeteners

18 February 2020

<https://www.efsa.europa.eu/en/supporting/pub/en-1803>

この技術的報告書は甘味料のハザード同定及びキャラクタリゼーション評価の手順案についてのパブリックコメント募集結果を提示している。6 団体から提出された 23 のコメントや、EFSA のそれらの対処方法は付属文書 A で見ることができる。

3. 2019 年食品及び飼料におけるナノテクノロジーリスク評価の EFSA 科学ネットワーク年次報告書

Annual report of the EFSA Scientific Network of Risk Assessment of Nanotechnologies in Food and Feed for 2019

18 February 2020

<https://www.efsa.europa.eu/en/supporting/pub/en-1784>

食品及び飼料におけるナノテクノロジーリスク評価の科学ネットワーク (the Nano Network) は、加盟国との協力及びネットワーク構築のために、EFSA の戦略に従って、EFSA の諮問フォーラムが 2010 年に設立した。この Nano Network は EFSA と加盟国との間で

情報や専門知識をやり取りする。メンバー間の対話を強化し、リスク評価の原則の相互理解を構築し、EU で実施される科学的評価の知見と信頼を高め、加盟国と EFSA との間の工程の透明性を高める。この年次報告書は、Nano Network の特定の活動と成果を、一般人、関係者、研究コミュニティに情報提供する。2019 年に年次総会はレギュラトリーサイエンスのグローバルサミット（イタリア、9 月）に組み込まれ、およそ 30 か国のリスク評価機関と世界規模でレギュラトリーサイエンスの優先事項が議論された。他の国々からのリスク評価者と専門知識を交換するために Nano Network のメンバーは年一回の Nano Network 会議に出席した。この Nano Network のメンバーはそれぞれの国家レベルでリスク評価のために EFSA のガイダンスの普及に寄与した。彼らは食品/飼料チェーンの特定の事例に関するガイダンスの実施にも寄与した。この Nano Network のメンバーは、加盟国レベルでの EFSA からの科学的情報や教育の定期的な普及や、利用者にフィードバックアンケートを開始した H2020 研究プロジェクトへの寄与も求められた。

4. 時空間データの分析のための WEB アプリ

WEB application for the Analysis of Spatio - Temporal Data

20 February 2020

<https://www.efsa.europa.eu/en/supporting/pub/en-1793>

EFSA は、枠組み同意 OC/EFSA/AMU/2015/02 で発表された特定契約 No 14 で、時空間データの分析及び視覚化のための既存のソフトウェアの更新を Open Analytics 社に要請した。

5. ダイズ MON 89788 及びダイズ A2704 - 12EU についての委員会実施決定 No 2019/2083 及び 2019/2084 の内部レビューのための Testbiotech 研究所の要請に関する科学的助言（申請 EFSA - GMO - RX - 011 及び EFSA - GMO - RX - 009）

Scientific advice on the Testbiotech's requests for internal review of Commission Implementing Decisions (EU) No 2019/2083 and 2019/2084 on soybean MON 89788 and soybean A2704 - 12 (applications EFSA - GMO - RX - 011 and EFSA - GMO - RX - 009)

27 February 2020

<https://www.efsa.europa.eu/en/supporting/pub/en-1805>

EFSA はダイズ MON 89788 及びダイズ A2704 - 12EU についての以前の GMO パネルのリスク評価の結論とリスク管理の助言は有効で適用可能なままだと結論した。

6. 飼料添加物関連

- 全ての動物種用飼料の官能的添加物として使用する際のオリーブの葉の乾燥水性エタノール抽出物の安全性と有効性

Safety and efficacy of a dried aqueous ethanol extract of leaves from *Olea europaea* L.

when used as a sensory additive in feed for all animal species

EFSA Journal 2020;18(2):6018 20 February 2020

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/6018>

- 全ての動物種用香料として使用する際の化学グループ5に属する1-オクテン-3-オール、1-ペンテン-3-オール、1-オクテン-3-オン、1-アセトキシ-3-オクテン、イソプレゴール、5-メチル-2-ヘプテン-4-オン及び化学グループ8に属するイソプレゴンと α -ダマスコンの安全性と有効性

Safety and efficacy of oct-1-en-3-ol, pent-1-en-3-ol, oct-1-en-3-one, oct-1-en-3-yl acetate, isopulegol and 5-methylhept-2-en-4-one, belonging to chemical group 5 and of isopulegone and α -damascone belonging to chemical group 8 when used as flavourings for all animal species

EFSA Journal 2020;18(2):6002 19 February 2020

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/6002>

- 全ての動物種用官能的添加物として使用する際のレモンバームの葉の乾燥水性エタノール抽出物の安全性と有効性

Safety and efficacy of a dried aqueous ethanol extract of *Melissa officinalis* L. leaves when used as a sensory additive for all animal species

EFSA Journal 2020;18(2):6016 19 February 2020

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/6016>

- 全ての動物種用香料化合物として使用する際の化学グループ21に属する4-フェニル-3-ブテン-2-オン及びベンゾフェノンの安全性と有効性

Safety and efficacy of 4-phenylbut-3-en-2-one and benzophenone belonging to chemical group 21 when used as flavouring compounds for all animal species

EFSA Journal 2020;18(2):6017 18 February 2020

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/6017>

- 全ての動物種用 *Corynebacterium glutamicum* KCCM 80189 株で発酵して生産した1-イソロイシンの安全性と有効性

Safety and efficacy of 1-isoleucine produced by fermentation with *Corynebacterium glutamicum* KCCM 80189 for all animal species

EFSA Journal 2020;18(2):6021 18 February 2020

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/6021>

- 乳牛用飼料添加物としての Amaferm® (*Aspergillus oryzae* NRRL 458 株の発酵産物) の認可更新の申請の評価

Assessment of the application for renewal of the authorisation of Amaferm® (fermentation product of *Aspergillus oryzae* NRRL 458) as a feed additive for dairy cows

EFSA Journal 2020;18(2):6011 18 February 2020

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/6011>

- 鶏肥育用及び産卵鶏育成用に使用拡大する飼料添加物としての Ecobiol® (*Bacillus amyloliquefaciens* CECT 5940)の認可更新申請の評価

Assessment of the application for renewal of authorisation of Ecobiol® (*Bacillus amyloliquefaciens* CECT 5940) as a feed additive for chickens for fattening and its extension of use for chickens reared for laying

EFSA Journal 2020;18(2):6014 20 February 2020

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/6014>

- 家禽肥育及び産卵用(七面鳥を除く)主なカロテノイド源としてのカプサイシンを含む 鹼化パプリカ抽出物の安全性と有効性

Safety and efficacy of saponified paprika extract, containing capsanthin as main carotenoid source, for poultry for fattening and laying (except turkeys)

EFSA Journal 2020;18(2):6023 24 February 2020

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/6023>

- 全ての動物種用 *Escherichia coli* CGMCC 7.267 株を用いて発酵して生産した L-トリプトファンの安全性と有効性

Safety and efficacy of l - tryptophan produced by fermentation using *Escherichia coli* CGMCC 7.267 for all animal species

EFSA Journal 2020;18(2):6013 24 February 2020

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/6013>

- 全ての動物種用 *Corynebacterium glutamicum* CGMCC 7.266 株を用いて生産された L-リジン塩酸塩及びL-リジン硫酸塩の安全性と有効性

Safety and efficacy of l - lysine monohydrochloride and l - lysine sulfate produced using *Corynebacterium glutamicum* CGMCC 7.266 for all animal species

EFSA Journal 2020;18(2):6019 24 February 2020

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/6019>

- 全ての家禽種用 Avizyme® 1505 (エンド - 1,4 - β - キシラナーゼ、サブチリシン、α - アミラーゼ)の安全性と有効性

Safety and efficacy of Avizyme® 1505 (endo - 1,4 - beta - xylanase, subtilisin and alpha - amylase) for all poultry species

EFSA Journal 2020;18(2):6027 21 February 2020

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/6027>

- 乳牛用飼料添加物としての Availa®Cr (DL - メチオニンのクロムキレート)の安全性と有効性

Safety and efficacy of Availa®Cr (chromium chelate of DL - methionine) as a feed additive for dairy cows

EFSA Journal 2020;18(2):6026 26 February 2020

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/6026>

- 雌豚用飼料添加物としての Natugrain® TS/TS L (エンド - 1,4 - β - キシラナーゼ及び エンド - 1,4 - β - グルカナーゼ)の安全性と有効性

Safety and efficacy of Natugrain® TS/TS L (endo - 1,4 - beta - xylanase and endo - 1,4 - beta - glucanase) as a feed additive for sows

EFSA Journal 2020;18(2):6025 25 February 2020

- 雌豚用 Formi™ LHS (ニギ酸カリウム)の認可更新申請の評価

Assessment of the application for renewal of authorisation of Formi™ LHS (potassium diformate) for sows

EFSA Journal 2020;18(2):6024 27 February 2020

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/6024>

- 英国 食品基準庁 (FSA : Food Standards Agency) <http://www.food.gov.uk/>

1. FSA は CBD 事業者に対して期限を設け、消費者向けに安全性の助言をする

Food Standards Agency sets deadline for the CBD industry and provides safety advice to consumers

13 February 2020

<https://www.food.gov.uk/news-alerts/news/food-standards-agency-sets-deadline-for-the-cbd-industry-and-provides-safety-advice-to-consumers>

FSA は、カンナビジオール (CBD) 製品について正当な新規食品認可申請の提出期限を 2021 年 3 月 31 日と設定する。CBD 事業者は、期限より前に製品の安全性と内容物についての詳細情報を規制当局に提出しなければならない。その日以降は、正当な申請が提出された製品のみ流通が許可され、認可によって新規食品が法的基準を満たすことが保証される。

さらに FSA は、妊婦や授乳婦、何らかの医薬品を服用している影響を受けやすい人達に向けて、CBD 製品を摂取しないよう助言する。健康な成人についても、CBD 製品を摂取する前に注意深く検討すること、そして一日に 70 mg 以上 (5% CBD なら約 28 滴) 摂取しないよう助言する。これは、政府の毒性委員会の知見に基づく新たな予防的助言である。

CBD とは何か?

- CBD は、大麻 (ヘンプ) 植物に天然に検出される化学物質で、最近になって抽出されるようになり、分離された CBD 抽出物として販売されるようになった。CBD 抽出物はオイル、菓子、パン、飲料などの製品で確認することができるだろう。
- CBD は 2019 年 1 月に新規食品に該当することが確認された。新規食品の規制下では、販売前に評価と認可を受ける必要がある。
- CBD 抽出物の申請に関する本日の発表は、イングランド、ウェールズ、北アイルラン

ドが対象であり、スコットランドについては FS スコットランドが規制当局となる。

- FSA は新規食品としての CBD を規制する責任があり、化粧品やヴェイプ（蒸気吸入製品）、医療用製品は対象外である。CBD 抽出物が THC（又は要管理のその他のカンナビノイド）を含む場合には、Misuse of Drugs Act 1971 の管理下となる場合がある。

● **カンナビジオール（CBD）抽出物に関する消費者への助言**

Cannabidiol (CBD)

Consumer advice on cannabidiol (CBD) extracts

12 February 2020

<https://www.food.gov.uk/safety-hygiene/cannabidiol-cbd>

CBD はカンナビノイドと呼ばれる多くの化学物質の一つであり、ヘンプや大麻で検出される。CBD 抽出物は英国内では食品やフードサプリメントとして販売されており、次のようなものがある：オイル、ドロップ又はチンキ、ゲルカプセル、菓子類、パン及びその他の焼き製品、飲料。CBD は大麻植物に天然にみられる化学物質であるが、最近になって抽出されるようになり、分離された製品として販売されている。CBD 抽出物については多くのことが不明で、その影響についての研究も非常に少ない。CBD 製品の新規食品認可を事業者が申請したら、より多くの情報を得るだろう。

影響を受けやすい方々への助言

FSA が得た情報をもとに、消費者には CBD 製品を摂取する前に注意深く検討するよう助言する。予防措置として、影響を受けやすい方々、つまり妊婦や授乳婦、医薬品を服用している方には CBD 製品を勧めない。

健康な成人への助言

高用量の CBD を摂取すると肝臓に影響を起こす可能性があることを、非常に限られてはいるが、いくつかの科学試験が示している。予防措置として、健康的な成人は医師の同意がなければ一日に 70 mg 以上を摂取しないよう助言する。これは、5% CBD で約 28 滴である。これは、その量が安全であることを意味するのではなく、それ以上だと健康に有害な影響を起こす可能性があることを示す根拠があるという意味である。

*根拠：毒性委員会（COT）報告

CBD Update

<https://cot.food.gov.uk/sites/default/files/tox202002cbd.pdf>

● **新規食品としてのカンナビジオールに関する事業者向けガイダンス**

Cannabidiol (CBD)

Business guidance on cannabidiol (CBD) as a novel food.

Last updated 13 February 2020

<https://www.food.gov.uk/business-guidance/cannabidiol-cbd>

CBD 抽出物はヘンプ/大麻植物のほとんどの部位に由来する。選択的に抽出され、CBD

を濃縮したり、他の化学成分を除去したり減らしたりする。この行程は、最終製品がヘンプとは異なるものであることを意味する。ヘンプ及びコールドプレスオイルのような関連製品は 1997 年 5 月以前の食歴があるので新規ではないが、CBD 抽出物や単離物については新規に該当する。

新規食品としての CBD の位置づけ

CBD 抽出物は新規食品であることが 2019 年 1 月に確認された。現時点で認可された CBD 抽出物や単離物はない。

認可申請

CBD 抽出物や単離物の認可のために、食品事業者は申請する必要がある。

CBD 申請の期限

正当な新規食品申請は 2021 年 3 月 31 日までに提出しなければならない。

CBD 製品の安全性

消費者向けに助言をしている。CBD の販売者は、その情報を認識すべきであり、健康的な成人と影響を受けやすい方々にとって勧められる用量に関する情報を提供できる。

取引業者

FSA は多様な取引業者と議論を続けている。個別の取引業者と特別な合意があるわけではなく、新規の CBD 製品を販売する全ての事業者が同じく扱われる。

*参考：【EC】新規食品カタログ

Novel food catalogue

https://ec.europa.eu/food/safety/novel_food/catalogue_en

● Cannabinoids (カンナビノイド) / Cannabidiol (カンナビジオール)

ヘンプ (*Cannabis sativa* L.) は多数のカンナビノイドを含む。その最も一般的なものは次の通り：delta-9-tetrahydrocannabinol (Δ 9-THC)とその前駆体である delta-9-tetrahydrocannabinolic acid A (Δ 9-THCA-A)、delta-9-tetrahydrocannabinolic acid B (Δ 9-THCA-B)、delta-8-tetrahydrocannabinol (Δ 8-THC)、cannabidiol (CBD)とその前駆体である cannabidiolic acid (CBDA)、cannabigerol (CBG)、cannabinol (CBN)、cannabichromene (CBC)、及び delta-9-tetrahydrocannabivarin (Δ 9-THCV)。

新規食品カタログのヘンプの項目（下記）に記された情報に影響を与えることなく、カンナビノイドを含むヘンプ抽出物や関連製品は食歴が示されていないものとして新規食品と考えられる。これは、抽出物そのものと、抽出物を成分として添加された製品（ヘンプ種子オイルなど）の両方に適用される。また、カンナビノイドを含む他の植物の抽出物にも適用される。合成カンナビノイドも新規と考えられる。

● Cannabis sativa L. (大麻/ヘンプ)

一般名：Kaņepe (sējas) (LV), Hampa (SE), Hemp (EN), hamp (DK), Hanf (DE), hennep (NL), chanvre (FR), cânhamo (PT), konopie siewne (PL), harilik kanep (ET), konopí seté (CZ), Cádizamo (ES), indiai kender (HU), ινδική κάνναβις (EL), navadna

ali industrijska konoplja (SL), hamppu (FI)

EU では、*Cannabis sativa* L. (大麻/ヘンプ) の栽培は Common Catalogue of Varieties of Agricultural Plant Species に登録されたもので、テトラヒドロカンナビノール量が 0.2%(w/w)を超えないものについて許可されている。大麻/ヘンプ、及びその種子、種子オイル、ヘンプ種子粉末、脱脂ヘンプ種子などヘンプの部位に由来するいくつかの製品は EU での食歴があり、それゆえ新規ではない。いくつかの加盟国では、その他の特別な国の法律で食品や食品成分としての販売に関して制限していることもあるだろう。そのため、国の当局に確認することを勧める。

2. 食品中のピロリジジナルカロイドの実態

Occurrence of Pyrrolizidine Alkaloids in Food

Last updated 4 February 2020

<https://www.food.gov.uk/research/research-projects/occurrence-of-pyrrolizidine-alkaloids-in-food>

茶、ハーブ製品、ハチミツ及び植物性サプリメントの検体についてピロリジジナルカロイド (PAs) を検査した。全体的に、濃度は低く、他の公表された報告のものと同程度であった。PAs はヒトの健康に有害な可能性があるため、暴露は最小限にすべきである。

EFSA の科学的意見 (2011 年) での実態調査の継続に関する勧告を受けて実施した調査で、2014 年 2~3 月に集めた 224 検体 (茶 55、ハーブ製品 70、植物性サプリメント 45、蜂蜜 54) について 19 種の PAs を LCMS-MS で測定した。ただし 2014 年の検体なので、もはや現在の市場で入手可能な製品を代表するものと考えべきではない。結果では、栽培や企業の取り組みにより PA 濃度が減少し続けている。

* 報告書 : Pyrrolizidine Alkaloids in Teas, Herbal Infusions, Plant-Based Food Supplements and Honey

<https://www.food.gov.uk/sites/default/files/media/document/pyrrolizidine-alkaloids-in-teas-herbal-teas-plant-based-food-supplements-and-honey.pdf>

濃度範囲は、茶が <LOQ~1,170 µg/kg、ハーブ製品 <LOQ~52,508 µg/kg (ルリジサとコンフリーが高い)、植物性サプリメントが <LOQ~344 µg/kg、ハチミツが <LOQ~251 µg/kg。

3. FSA は北アイルランド市民に食品項目の「ラベル確認」をするよう新たなキャンペーンを開始する

Food Standards Agency launches new campaign to encourage NI people to 'Check the Label' on food items

17 February 2020

<https://www.food.gov.uk/news-alerts/news/food-standards-agency-launches-new-campaign-to-encourage-ni-people-to-check-the-label-on-food-items>

FSA は北アイルランド市民に「ラベル確認」を促進する統一マーケティングキャンペーンを開始した。情報を与えられた上で、より健康的な選択をするよう消費者に教育、動機付けをするものである。

*キャンペーンサイト

Check the label

<https://www.food.gov.uk/safety-hygiene/check-the-label>

包装済み食品のカロリー、脂肪、飽和脂肪、糖、塩の含量情報を活用するために栄養表示をどのように見れば良いのか。

4. FSA の世論調査第 19 回結果公表

FSA's Public Attitudes Tracker Survey Wave 19 results published

24 February 2020

<https://www.food.gov.uk/news-alerts/news/fsas-public-attitudes-tracker-survey-wave-19-results-published>

—半年に一度の消費者意識調査（2019 年 11 月）の結果を公表—

この調査は食品関連問題への消費者の考え方の変化を監視している。我々はイングランド、ウェールズ、北アイルランドの消費者を調査している。

懸念される食品問題

- これらの調査で最も懸念される食品安全問題は、
 - ・食品中の鉛など、環境からの化学物質(32%)
 - ・外食の際の食品衛生(31%)
 - ・食品を栽培するための農薬の使用(31%)
 - ・食中毒(28%)
- 最も懸念されるより広範な食品問題は、
 - ・食品廃棄(57%)
 - ・食品中の砂糖の量(53%)
 - ・動物福祉(50%)
 - ・食品の価格(44%)
 - ・食品中の塩の量(42%)

英国の食品店の食品安全性についての懸念

回答者の 45%が、英国のレストラン、パブ、カフェ、テイクアウト専門店の食品の安全性についての懸念を報告した。英国の食品店の食品安全性についての懸念は一般的に低下していることを示し、報告された懸念は時間と共にわずかに減少し続けている。

FSA の認識

FSA の信頼度の総合的指標の平均点は 10 点中 7 点で、食品システムの信頼度の総合的指標の平均点は、5 点中 3.7 点だった。78%が FSA のことを認識しており、そのうち 73%が FSA の働きを信頼し、68%は FSA が提供する情報を信頼していた。

食品生産、販売、表示に向けた考え方

食品は表示通りで正確に表示されていることを信じている(78%)、食品の成分/由来/品質の信ぴょう性を信じている(76%)、と大多数が報告した。調査結果はまた、回答者の 83%は食品を選択するために食品に含まれるものについて十分な情報を得ていると感じていると論証した。

背景

この実地調査は 2019 年 11 月に行われ、イングランド、ウェールズ、北アイルランドの 16 歳以上の成人 2,101 人の代表的なサンプルが対面でインタビューを受けた。

-
- 英国環境・食料・農村地域省 (DEFRA : Department for Environment, Food and Rural Affairs) <http://www.defra.gov.uk/>

1. 食品中残留農薬 : 2019 年四半期モニタリング報告

Pesticide residues in food: quarterly monitoring results for 2019

<https://www.gov.uk/government/publications/pesticide-residues-in-food-quarterly-monitoring-results-for-2019>

第 2 四半期報告

Quarter 2 2019 report: pesticide residues monitoring programme

30 January 2020

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/861468/prif-monitoring-2019-quarter2.pdf

年間サーベイランス計画では果実・野菜について 372 農薬について調査している。第 2 四半期では 24 品目、828 検体について調査した。うち 62 検体が最大残留基準 (MRL) を超過した。それらの多くは塩素酸塩であった。塩素酸塩は微生物コントロールのために使用された消毒剤によるもので、不可避な残留であることから、EC がモニタリングデータをもとに MRLs を検討中である。

ジャガイモのフロニカミド (0.3 mg/kg) とクロルプロファム (8.1 mg/kg) の残留について各 1 件の詳細リスク評価を実施した。クロルプロファムについては乳児と幼児 (toddlers) で急性参照用量 (ARfD) を超過したが、摂取量が無毒性量 (NOAEL) よりも低く不確実係数として 100 が考慮されていること、皮を剥かず食べる場合での推定であることを考慮して、健康への影響はありそうにないと結論した。フロニカミドの残留も乳児と幼児で ARfD を超過したが、同様に、ヒトが摂取した場合の健康影響はありそうになかった。

- 英国 NHS (National Health Service、国営保健サービス)

<http://www.nhs.uk/Pages/HomePage.aspx>

1. Behind the Headlines

- 地中海式食事が高齢のフレイルを減少させるという証拠はない

No proof that the Mediterranean diet reduces frailty in older age

Tuesday 18 February 2020

<https://www.nhs.uk/news/food-and-diet/no-proof-mediterranean-diet-reduces-frailty-older-age/>

Mail Online は地中海式の食事を「ほんの 1 年間することにより、フレイルを減らし、高齢の頭は冴える」と報道し、Express も同様のメッセージを伝えた。

肯定的な報道であるが、問題になっている研究では、地中海式食事がフレイルを減らし、記憶を改善するという証拠は何もない。研究者は数年前に行われた試験の 2 度目の分析を行った。最初の試験は NU-AGE プロジェクトと言われた。欧州 5 か国からの 1,294 人の高齢者 (平均 71 歳) が対象となり、彼らは 1 年間かけて地中海式食事をとった。この最初の試験は主に地中海式食事が炎症とフレイル (骨ミネラル濃度) に影響があるかどうか確かめることを目的とした。研究者は影響がないことがわかった。今回の研究は、1 年にわたる研究の開始時と終了時に便のサンプルを提供した 612 人 (最初の試験サンプルの半数) を調べた。研究者は、腸内の細菌 (微生物叢) の種類を調べるためにこれらのサンプルを試験した。研究者は地中海式食事がより多くの「善玉」細菌に関連するということが分かった。これらの細菌は他の研究で健康効果と関連している。研究者はまた、フレイルが少ない人はこれら「善玉」の腸内細菌の濃度が高い傾向にあることがわかった。

この研究は興味深い結果もいくつかあるが、地中海式食事が直接「善玉」の腸内細菌を増殖させ、あるいは直接フレイルを減らすということを示さない。研究は異なる効果を調べたこれまでの研究からの結果に基づいており、そのため、結果は信頼性が低い。しかし、果物や野菜が多く、飽和脂肪の少ない、地中海式食事のような食事の効果は確立されている。地中海式食事については下記ウェブサイトを参照。

<https://www.nhs.uk/live-well/eat-well/what-is-a-mediterranean-diet/>

- 西洋式食事は記憶力を悪くし、不健康な食事を促進する可能性がある

Western-style diet may impair memory and encourage unhealthy eating

Tuesday 19 February 2020

<https://www.nhs.uk/news/food-and-diet/western-style-diet-may-impair-memory-and-encourage-unhealthy-eating/>

「研究者は西洋式食事が脳機能を損なう可能性がある」と The Guardian は報道する。

オーストラリア大学の 110 人の学生対象の実験で、1 週間ベルギーワッフルとファストフ

ードを食べるよう言われた学生は、通常の食事をした学生に比べて学習及び記憶テストで結果が悪かった。1週間にわたる実験を開始する前と比べ、ファストフードを食べる学生は完全な朝食を食べた後すぐに、甘い朝食用シリアルを食べたがる傾向もあった。研究者はどちらの結果も海馬（記憶力に関連する脳の領域）への変化の結果である可能性があるとして述べる。海馬は、満腹になると食事がおいしかったことの記憶を抑えるため、人は必要以上に食べないと研究者は述べる。しかし、研究者は西洋式食事が海馬のこの機能の能力を害するかもしれないと考える。それは人が空腹でない時にも、おいしいものを常に食べたいと思うということであろう。これはファストフードをよく食べる人が、脂肪や糖分の多い食品を食べたい誘惑を抑えるのが難しい理由の説明になるかもしれない。しかしこれは仮説にすぎない。記憶力テストの結果もそれほど説得力のあるものではない。ファストフードを食べた人は1週間後の記憶力テストで92%を記録し、対照群は97%を記録した。これが日常生活で意義ある差になるかどうかははっきりしない。1か月では差はなかった。研究は少人数のサンプルを使用し、結果は他のグループでは同じでないかもしれない。それでも、結果は飽和脂肪、糖分及び塩分の豊富な食事は健康によくないという一般的な理解を裏付ける。

健康的でバランスの取れた食事に関しては下記ウェブサイトを参照。

<https://www.nhs.uk/live-well/eat-well/>

● 夕食をたくさんとるより朝食をたくさん食べる方が燃焼しやすい？

Is it easier to burn off a big breakfast than a big dinner ?

Thursday 20 February 2020

<https://www.nhs.uk/news/food-and-diet/it-easier-burn-big-breakfast-big-dinner/>

「早く減量するには朝食をたくさん食べること一カロリーを『2倍燃焼する』だろう」とThe Sun は報道する。

夕食より朝食をたくさん食べるという助言は、長い間、体重を落とそうとする人に役立つ提案であった。一日の始まりに消費されるカロリーは、夜に消費されるカロリーより燃焼しやすいという考えである。

ドイツの研究者は、人は夕食後より朝食後により多くのカロリーを確かに燃焼するということを発見したと述べる。またたくさん朝食を食べると、午後や夕方に空腹を感じる程度が少ない。しかし、研究にはすべて健康的な若い男性16人が参加しただけであった。参加者の誰も減量しようとしておらず、研究は体重減少を測定しなかった。毎日たくさん朝食を食べることが現実の状況下で体重減少につながるのか、あるいは結果が女性あるいは過体重または肥満が原因の健康問題をもつ人にもあてはまるのかどうかわからない。研究は3日間の研究室の実験だけで、参加男性にはセットの食事のみ与えられ、身体的活動はしなかった。

しかし、他の研究は健康的な朝食を食べることは、その日1日の残りを少食で過ごすのに役立つ可能性があるとして示唆した。これはダイエット中の人には、朝食を抜き、空腹にな

って後から食べようとするより役立つかもしれない。

体重を落とす必要があるなら、以下を参照のこと。

- ・安全な減量方法 (<https://www.nhs.uk/live-well/healthy-weight/start-losing-weight/>)
- ・健康的な朝食の考え方（朝食が嫌いな人へ）
(<https://www.nhs.uk/live-well/eat-well/healthy-breakfasts-recipes/>)

●ドイツ連邦リスクアセスメント研究所（BfR：Bundesinstitut für Risikobewertung）

<http://www.bfr.bund.de/>

1. フードサプリメントのビオチンは検査結果に影響する

Biotin in food supplements can influence laboratory test results

Communication No. 044/2019 from the BfR of 14 November 2019

<https://www.bfr.bund.de/cm/349/biotin-in-food-supplements-can-influence-laboratory-test-results.pdf>

ビオチンは、ビタミン B7 やビタミン H としても知られる水溶性のビタミンである。多くの食品に自然に含まれる。ヒトの体内では、ビオチンはタンパク質、脂肪及び炭水化物代謝に関与する。ビオチン欠乏の予防や治療用の様々な医薬品に使われる他、ビオチンは数多くのフードサプリメントにも見られる。特に、そのビタミンは、皮膚、髪及び爪の維持や、ヒトの正常な代謝機能の維持や神経系に貢献すると理解されている。

免疫測定法（イムノアッセイ）と言われる特殊な臨床検査では、特定分子の量を検出するためにタンパク質のストレプトアビジンとビオチンの相互作用を利用する。例えば、ヒトが心臓発作に襲われた場合の、血中に多量にみられる心筋特異的タンパク質であるトロポニンの測定である。特定のビオチン標識試薬、例えば、トロポニンに対する抗体にビオチンを結合させたものがトロポニンを検出するのに役立つ。ストレプトアビジンが特定の位置に固定された試験系で、ビオチン標識試薬が、ストレプトアビジンとビオチン部分の結合によって「探し出す」ことができる。

ヒトがビオチン含有の医薬品やフードサプリメントを使用する場合、遊離の（結合していない）大量のビオチンが、検査用サンプルに存在する可能性がある。この遊離ビオチンが、ストレプトアビジンのビオチン結合部位で、ビオチン標識試薬のビオチンと拮抗する。これは検査結果を歪曲することがある。ある検査状況では、検査終了時に、検出される物質が実際のものより少なくなり、偽陰性の結果になる可能性がある。他の検査では、例えば、サンプル中に特定の物質が多くあると想定される場合、結合していない遊離ビオチンが偽陽性につながるかもしれない。これも誤った診断につながる。臨床検査の誤った結果は、例えば心筋特異的トロポニンに関しては、心臓発作が起こったのか起こってないのかについて不正確な診断が下される、あるいは心臓発作の発見が遅れることを意味するだろう。

う。

ビオチン標識試薬を使用するこのような臨床検査は、他の様々な分子を測定するために使用される（例：心臓、がんあるいは炎症マーカー、ホルモン、HIV など）。影響の程度は数多くの様々な要因の相互作用に影響を受けるので、どの程度のビオチン量が上記に述べた歪曲効果になるかわからない。しかし、ビオチンが機能的な役割を果たさない臨床検査では影響がない。

この問題に基づいて、欧州医薬品庁（EMA）がリスク評価プロセスを開始した。EMA のファーマコビジランス・リスク評価委員会（PRAC）は、欧州内のビオチン含有医薬品に認可権をもつすべての担当者に対し、製品情報に注釈を加えるべきだと推奨した。これは義務事項になった。加えて、ドイツでのそのリスクを伝えるため、「Dear Doctor Letter」に 2019 年 5 月に記載された。この文書はドイツにおける医薬品の認可に責任のあるドイツ連邦研究所（ドイツ連邦医薬品医療機器研究所(BfArM)）といくつかの製造会社によって作成された。研究所の職員だけでなく医師や薬剤師といった治療にあたる職業の職員向けに、状況が通知された。フードサプリメントも文書で述べられたが、医薬品に焦点がおかれている。

ドイツではフードサプリメント販売前に医薬品認可は必要ない。医薬品としての性質がないと想定されていることに基づき、使用目的に従い、フードサプリメントは医薬品法ではなく食品規則の対象である。しかし、初めて市場で販売される前にはドイツ連邦消費者保護・食品安全庁（BVL）に登録しなければならない。しかし、これはビオチンを含むフードサプリメントの製造業者が Dear Doctor Letter あるいは相当する情報文書を送付したり、あるいは製品情報を変更したりすることが求められるわけではない。そのため BfR は、医療従事者だけでなく、ビオチンを含むフードサプリメントを使用する消費者は、どのような量でもビオチンを含むフードサプリメントは上記に述べた臨床検査に関する同様の有害作用がある可能性があることを考慮すべきであると助言する。

欧州食品安全機関（EFSA）は、年齢によるビオチンの 1 日の適正摂取量を推奨している。EFSA は成人 1 日あたり 40 µg の摂取量を推奨している。ドイツ栄養協会（DGE）のビオチンの推奨適正摂取量は、15 歳以上の青年及び成人は 1 日あたり 30~60 µg である。ヒトの研究において、ビオチンはこれまで、推奨摂取参照量を超えて摂取しても健康への悪影響は示されていない。そのため BfR は、現在の科学知識をもとに、健康への悪影響のリスクは低いと想定する。従って BfR はこれまでフードサプリメント製品中のビオチンの推奨最大値を助言していない

* BfR ウェブサイトのフードサプリメントに関する詳細情報

フードサプリメント A-Z インデックス：

https://www.bfr.bund.de/en/a-z_index/food_supplements-129789.html

2. 電子タバコの研究：ドイツでは今のところ電子タバコ使用による命に関わる中毒はない

Study on e-cigarettes : In Germany so far no life-threatening poisoning by e-cigarette use (vaping)

51/2019 , 06.12.2019

https://www.bfr.bund.de/en/press_information/2019/51/study_on_e_cigarettes_in_germany_so_far_no_life_threatening_poisoning_by_e_cigarette_use_vaping_-244030.html

BfR による、ドイツ中毒センターへの問い合わせの評価によると、リフィル液（電子タバコ用リキッド）の摂取後に重症 2 例があった。

米国では、電子タバコ (e-cigarettes) の使用により、2000 例以上が深刻な肺の部分損傷、47 例が死亡した（2019 年 11 月 20 日現在）。臨床中毒学ドイツ語圏協会(GfKT)と BfR による、ドイツ内の全中毒センターへの問い合わせの包括的評価において、問い合わせの大多数が主にニコチンを含むリフィル液(電子タバコ用リキッド)の意図しない飲み込みに関連するものであることが示された。多くの事例で、子供が巻き込まれている。そのうち、2 例が命に関わるものと分類された。そのため、BfR は子供が電子タバコ及び電子タバコ用リキッドを操作できない保管方法を推奨する。吸入後の息切れや肺の損傷の症例（米国の報告による）はこの研究では記録されなかった。「現時点での結果はこうだが、電子タバコの使用に関して引き続き慎重でなければならない」と BfR 長官 Dr. Dr. Andreas Hensel 教授は述べる。「とりわけ、我々は、リキッド液（電子タバコ用リキッド）は自分で混ぜないよう強く助言する」

米国疾病管理予防センター（CDC）によると、米国での深刻な肺疾患の症例の原因の可能性の 1 つは、ビタミン E 酢酸エステルで、中毒患者により使用された電子タバコ用リキッド及び患者の肺の液体から検出された。

ドイツの「PiMont」（PiMont は「Pilot Project Monitoring of Poisonings（中毒監視のパイロットプロジェクト）」を表す）研究では、電子タバコ及び電子タバコ用リキッドの接触後に 851 例の中毒と中毒疑いが記録された。8%の事例は意図した使用で報告された（吸入）。意図しない液体の飲み込みが、中毒センターへの電子タバコに関する最もよくある問い合わせの理由であり、総計 82%になる。子供によく起こる。電子タバコ用リキッドにたいてい含まれるニコチンは、少量しか飲み込まないとしても、例えば長引く嘔吐のような中等度の症状になることがある。ニコチンの大量摂取は命に関わる中毒になることがある。そのため、電子タバコ用リキッドは常に子供が開封できない包装で、適切に正しく表示された容器に保管されなければならない。

2018 年 5 月から 2019 年 2 月にかけて、167 例の中毒と中毒疑いのサブグループを包括的に記録した：蒸気吸入後、患者は 90%以上で無症状あるいは軽度の症状しか示さなかった。7 例は中等度の重症度に割り当てられ、そのうち 6 人は摂取後に、1 人は吸入後に嘔吐を繰り返した。2 人の患者は命に関わる中毒症状であった；これらの 2 例では、電子タバコ用リキッドを飲み込んだ後、深刻な意識障害と追加の症状があった。

電子タバコに関する症例収集は、ドイツ連邦環境自然保護原子力安全省の PiMont 研究において 8 つのサブプロジェクトの中の 1 つである。BfR、臨床中毒学ドイツ語圏協会及び 8

か所すべてのドイツ中毒センターが関わった。データは 2015 年 1 月から 2017 年 11 月にさかのぼって、2018 年 5 月から 2019 年 2 月のより総合的な症例報告を合わせ、先を見越して収集された。結果は最終プロジェクト報告書で公表される予定である。

BfR は、プロジェクトの症例収集の完了後も、新たな症例の報告があれば、評価を更新するため中毒センターと絶えず連絡を取り合う。

3. 中毒事例：カンナビジオールを含む電子タバコ用リキッドは操作されている可能性がある

Cases of poisoning: Liquids containing cannabidiols for e-cigarettes can be manipulated
BfR opinion No 005/2020 issued 23 January 2020

<https://www.bfr.bund.de/cm/349/cases-of-poisoning-liquids-containing-cannabidiols-for-e-cigarettes-can-be-manipulated.pdf>

電子タバコの健康リスクは、最近の米国での肺損傷によるいくつかの「vapors（注：蒸気吸入製品）」関連死の後に問題がはっきりしてきた。これらの健康リスクは、2019 年 10 月にブレーマーハーフェン（Bremerhaven）で中毒になった 8 人の若者に関するメディア報道の中で議論された。患者は痙攣性発作、意識及び記憶障害や心臓の動悸を患った。BfR の初期評価によると、禁止されている電子タバコ用リキッド中の合成カンナビノイドの使用が、観察された症状の原因として可能性が高いとみなされた。メディア報道によると、患者はカンナビジオール（CBD）を摂取したことを認めた。CBD は弱い精神活性のカンナビノイドである。一年前既に、精神活性カンナビノイド混入 CBD リキッドの使用が米国から報告されていた。ブレーマーハーフェンの若者のように使用者は神経症状に苦しんだ。このように、呼吸性の症状は全く現れないという事実を含め、両方の一連の症例は類似の症状を共有し、米国からの早期の報告とは対照的に死亡例はない。ブレーマーハーフェンの中毒事例は利用可能な十分な情報がないため、BfR による評価は限定的なものである。より詳細なデータ、特に製品、添加物及び使用された装置に関するものが毒性学的なリスク評価には必要となる。現段階では、電子タバコが中毒症状の原因あるいは助長することを示す手がかりは何もない。しかし、ニコチン含有であろうとニコチンフリーであろうと、一般的に電子タバコは健康を害するものである。

4. 電子タバコのビタミン E 酢酸エステルリスクは未解決

Open questions on the risk posed by vitamin E acetate in e-cigarettes

Communication 007/2020 from the BfR of 28th of January 2020

<https://www.bfr.bund.de/cm/349/open-questions-on-the-risk-posed-by-vitamin-e-acetate-in-e-cigarettes.pdf>

米国では、ビタミン E 酢酸エステルが電子タバコ製品の使用による多くの重症の肺損傷や死亡例に関連づけられている。しかし、この物質が実際、単独であるいは部分的にこれらの疾患の原因であるのか未だ証明されていない。現段階では、この物質の吸入に関する

データは限定的で、時に矛盾する。

しかし、その特性に起因し、高濃度のビタミン E 酢酸エステルの吸入は肺疾患の原因となることは説得力があるように思える。おそらく、その物質は肺胞に蓄積し、酸素の吸収を妨げる。組織損傷と炎症も結果として生じる可能性がある。

米国で被害を受けた多くの人々が、テトラヒドロカンナビノール (THC) オイルを含む製品を摂取したようである。米国では、しばしば希釈剤として使用されるビタミン E 酢酸エステルは特に闇市場で売られる製品に含まれる。ビタミン E 酢酸エステルは THC オイルに濃度や色が類似する。そのため、THC オイルを多く含むように見せかけるために使用されることがある。米国当局の初期分析では THC を含むカートリッジ中のビタミン E 酢酸エステルは、驚くほど高濃度であったことを示した。米国ユタ州では 31 から 81% の濃度が検出された。そのような濃度では、肺は深刻な損傷を受け、機能が低下するのに十分である。

ビタミン E 酢酸エステルが他の電子タバコ用リキッドでも使用されているかどうかは、まだ疑問のままである。BfR は現在具体的な結果は持っていない。またビタミン E 酢酸エステルのどの程度の濃度が従来の電子タバコにおいて機能を維持するのかはまだはっきりしていない。

ドイツでは、ニコチン含有の電子タバコ用リキッドはタバコ規則により、いかなるビタミンも含んではならない。そのため、合法的にニコチン含有製品を使用する場合、消費者が高濃度のビタミン E 酢酸エステルを含んだ電子タバコ用リキッドに暴露する可能性はありそうにない。

それに反して、ニコチンフリーの電子タバコ用リキッドはタバコ規則の対象でなく、そのため、これらの制限は適用されない。しかし、製造業者や輸入業者は自主的に、EU-CEG ポータル (EU 共通エントリーゲート) を介し、これらの製品を通知することができる。BfR の知る限りでは、ビタミン E 酢酸エステル成分を含む液体の通知は EU 内でこれまで発行されていない。しかし、原則として、ニコチン含有もニコチンフリーも両方とも電子タバコは健康を害する可能性がある。

*参考：食品安全情報（化学物質）No. 23/ 2019（2019. 11. 13）別添

【BfR】 ヴェイピング（蒸気吸入）：BfR は自分で「e-リキッド」を混合しないよう助言
“Vaping”: The BfR advises against mixing e-liquids yourself

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2019/foodinfo201923ca.pdf>

●フランス食品・環境・労働衛生安全庁 (ANSES : Agence Nationale de Sécurité Sanitaire de L'alimentation, de L'environnement et du Travail)

<http://www.anses.fr/>

1. 戸外での鉛暴露

Exposure to lead in outdoor areas

News of 07/02/2020

<https://www.anses.fr/en/content/exposure-lead-outdoor-areas>

鉛は健康、特に子供にとって有毒であり、環境汚染物質として、食品や浮遊粉塵を含め様々な媒体を汚染する可能性がある。本日発表の専門家評価で、ANSES は戸外の公共の場（舗装道路、道路、路上設置の公共物、遊び場など）の鉛汚染の粉塵が市民にとっての暴露源とし、子供や特定の職業の人は暴露の可能性が高いと指摘する。フランス保健労働省は、ANSES に粉塵による鉛暴露の特性について示すよう要請した。鉛の粉塵は、産業又は小規模職場から放出され蓄積し、あるいは土壌浸食や建築成分の浸出から汚染される可能性もある。ノートルダム大聖堂の火災のように、偶発的な事故で汚染が起こることがある。

確認されたリスクにさらされている集団

一般の人や労働者の戸外の粉塵中の鉛暴露に関する科学的文献データはほとんどない。この汚染は血中鉛濃度に影響する可能性がある。最も高リスクの集団は子供と特定の労働者であり、暴露は主に口からの粉塵摂取で、特に口に手を入れる子供のリスクは高い。ANSES は子供の出入りが多い場所に特に焦点をあて、考慮すべきと結論づける。

汚染塵の摂取に関連する暴露の評価

戸外粉塵による鉛暴露の評価には、計算モデルやデータが不十分で食品、飲料水、屋内粉塵、大気等に比較した鉛暴露の評価はできない。しかし、ANSES は戸外粉塵暴露の減少の重要性を強調し、その鉛暴露モデルに対するデータの必要性に言及する。

戸外の粉塵の口からの摂取による鉛暴露を減らす

ANSES は 2017 年のフランス公衆衛生評議会（HCSP）推奨のこまめな手洗いや屋内で靴を脱ぐといった予防策を繰り返す。汚染リスクに敏感な人、子供は血中鉛濃度を測定すべきと言い、戸外粉塵に晒される労働者の血中鉛濃度から暴露測定することを推める。ANSES は 2019 年 7 月の意見書に従って、使用する値の更新を主張する。汚染表層物に接する労働者は、医療機関の監視を受けるべきと考える。ANSES の専門家評価の結果は、パリの戸外粉塵の鉛濃度を記録するイル＝ド＝フランス地域圏健康機関主導のプロセスに使用される。

●アイルランド食品安全局（FSAI : Food Safety Authority of Ireland）

<http://www.fsai.ie/index.asp>

1. CBD 食品サプリメントのいくつかは消費者のリスクになり、誤解を招く

Consumers Being Put at Risk and Misled with Some CBD Food Supplements

Thursday, 13 February 2020

https://www.fsai.ie/news_centre/press_releases/cbd_food_supplement_survey_130220.html

FSAI による CBD 製品の国内調査によると、分析された製品の大多数が食品法の様々な条項に違反し、中には消費者にとって安全上のリスクになる可能性があることがわかった。検査した製品の 37% に EFSA が設定した安全基準を超過するテトラヒドロカンナビノール (THC) を含んでおり、それらの製品を現在リコールしている。消費者の安全性が優先されるが、これらの製品に表示されずに THC が含まれていることは製品を知らずに購入した運転者やアスリートにとってもリスクとなる。検査した 38 製品の多くが国外で製造されたものである。

検査は 2019 年 11 月から 12 月に実施され、主に次のような知見を得た。

- 検査製品の 37% (14/38) が、製品に提示された最大容量を摂取すると EFSA の安全基準 (ARfD) 1 µg/kg 体重/日を有意に超える THC を含んでいた。
- 検査製品の 34% (13/38) が新規食品に該当するものであり、そのため EU 市場に流通させる前に認可が必要である。これら製品は市場に存在すべきでない。
- 検査製品の 36% (13/36) が、FSAI に法的要件である販売前通知のされていないフードサプリメントであった。通知されている製品の大部分にも、表示変更の通知などの問題があった。
- 検査製品の 41% (15/37) が表示と 50% 以上も異なる量の CBD を含んでいた (1 製品は CBD 量を表示していなかった)。少なくとも 10% の量の違いが見られた製品は 92% 以上にのぼる。
- 検査製品の 50% (19/38) は、ラクトースフリー、グルテンフリー、非 GMO などの誤解をまねく文言を、未承認の健康強調表示とともに、いくつかの製品は医療表示とともに、表示していた。

* 調査報告

MONITORING & SURVEILLANCE SERIES

Survey: Regulatory Issues with Hemp-based Food and Food Supplements on the Irish

Market

February 2020

https://www.fsai.ie/Survey_Hemp_Food_Supplements_CBD/

(検査製品の 84% で THC が検出されている)

* FAQ : Hemp Products (e.g. CBD) in Food and Supplements

<https://www.fsai.ie/faq/cbd.html>

* リコール情報

Recall of Various CBD Foods and Food Supplements Due to the Presence of THC delta - 9 - tetrahydrocannabinol Update 1

Thursday, 13 February 2020

https://www.fsai.ie/news_centre/food_alerts/CBD_recall.html

2. アイルランドの健康的な朝食用シリアルとヨーグルトの結果に関する報告の発表

Report on Finding Healthier Breakfast Cereals and Yogurts in Ireland Published
Friday, 21 February 2020

https://www.fsai.ie/news_centre/breakfast_cereals_yogurts_report_210220.html

FSAI は朝食用シリアルとヨーグルトの 2017 年製品調査の結果の報告を発表した。これらは、健康的な食事、食品安全性及び食品法ガイドラインを含む食品ピラミッドの 2 カテゴリーに分類される。

アイルランド食品安全庁(FSAI)は、「健康的な食、食品安全、食品規制」ガイドラインに含まれる食品ピラミッドの 2 カテゴリーに分類される、朝食用シリアルとヨーグルトの食品分類中の製品の 2017年の調査の結果を説明する報告書を発表した。2016年7月から2017年3月まで、アイルランドの市場で入手できた 450 以上の朝食用シリアル(n=453)と 570 以上のヨーグルト(n=578)が調査され、砂糖、脂肪、飽和脂肪が非常に多い製品があることが分かった。実際、砕いたビスケットのような朝食用シリアルや、デザートのようなヨーグルトがあることが分かった。

この報告書は、アイルランドの市場にある数百種類の朝食用シリアルやヨーグルトの中で「健康的な選択」製品の入手可能性について、医療従事者、教育者、ケータリング業者、食品企業の専門家に対し、新たな情報の概要を説明する。この報告書は 2016 年 12 月に EU 全体で全ての調理済食品に導入された「包装の裏側」栄養表示要件に基づいている(EU 規則 No 1169/2011)。

また報告書は、食品改質について今後の進捗の基準を評価し、それにより砂糖、塩、総脂肪及び飽和脂肪の量を削減するために食品企業がその製品組成を変える際の基準も設定している。食品企業はそのような改質を行い、肥満や関連する糖尿病や心臓病などの長期疾患の減少に重要な貢献をしている。

* 報告書本文

Finding Healthier Breakfast Cereals and Yogurts in Ireland

<https://www.fsai.ie/BreakfastCerealsandYogurts/>

● 米国食品医薬品局 (FDA : Food and Drug Administration) <http://www.fda.gov/>,

1. FDA は食品基準近代化のための一般原則について再度意見募集

FDA Reopens Comment Period on General Principles for Food Standards
Modernization

February 20, 2020

<https://www.fda.gov/food/cfsan-constituent-updates/fda-reopens-comment-period-general-principles-food-standards-modernization>

FDA は、2005 年に USDA と合同で提案した規則「食品基準；一般原則と食品基準近代化」に関する新たなデータや情報、さらなる意見を再度募集している。

パンやジャム、ジュース、チョコレートのような食品には製造と含量についての要件があるが、新しいタイプの製品の開発や最新の栄養科学により FDA は栄養革新戦略の一環として、より健康的な食品に向けて既存の基準を見直している。そのための情報を募集している。食品基準近代化の目標は、経済的利益を得るための異物混入から消費者を保護すること、食品の基本的性質や不可欠な特性と栄養の完全性を維持すること、より健康的な食品を製造するために製造業者に柔軟性を与えることで産業革新を促進することである。

2. 業界向けガイダンス：FDA の任意適格輸入業者プログラム

Guidance for Industry: FDA's Voluntary Qualified Importer Program

02/21/2020

<https://www.fda.gov/regulatory-information/search-fda-guidance-documents/guidance-industry-fdas-voluntary-qualified-importer-program>

ガイダンス文書は、ヒト用あるいは動物用食品を扱う輸入業者の任意適格輸入業者プログラム (VQIP) への参加に関する FDA の政策を記している。次のことを説明している。

- VQIP 輸入者らが得られるであろう利点
- VQIP 資格の基準
- VQIP 申請を満たすための説明
- VQIP 資格が取り消される可能性のある状況
- VQIP 資格取り消し後の再獲得のための基準

3. FDA は動物用食品及び医薬品に関連する執行したコンプライアンス政策ガイドを取り下げる

FDA Withdraws Outdated Compliance Policy Guides Related to Animal Food and Drugs

February 20, 2020

<https://www.fda.gov/animal-veterinary/cvm-updates/fda-withdraws-outdated-compliance-policy-guides-related-animal-food-and-drugs>

FDA の動物用医薬品センターは、本日、動物用食品及び医薬品関連の 27 項目のコンプライアンス政策ガイド (CPGs) を取り下げた。政策が時代遅れあるいは新たなものに代わったためである。

4. リコール情報

- Hubbard Feeds は Easy Feed Products 及び Organic Ground Flaxseed ORG を自主

的リコール

Hubbard Feeds Voluntarily Recalls Easy Feed Products and Organic Ground Flaxseed ORG

February 25, 2020

<https://www.fda.gov/safety/recalls-market-withdrawals-safety-alerts/hubbard-feeds-voluntarily-recalls-easy-feed-products-and-organic-ground-flaxseed-org>

Hubbard Feeds は、原料供給業者が未認可の除草剤（ハロキシホップ）の残留によるリコールを実施し、その原料を入荷しているため自主的リコールを行っている。

- **Med Man** は表示にないシルデナフィルのため **Up2** 及び **Bow & Arrow** の全国的自主的リコールを拡大

Med Man Expands Voluntary Nationwide Recall of Up2 and Bow & Arrow Due to Presence of Undeclared Sildenafil

February 24, 2020

<https://www.fda.gov/safety/recalls-market-withdrawals-safety-alerts/med-man-expands-voluntary-nationwide-recall-up2-and-bow-arrow-due-presence-undeclared-sildenafil>

Med Man は精力剤として販売されている Up2 及び Bow & Arrow を自主的リコール措置。製品にシルデナフィルを含む。製品写真あり。

5. 警告文書

- Mission LLC

February 06, 2020

<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/mission-llc-593118-02062020>

国内企業宛て。外国供給業者検証プログラム（FSVP）違反の問題。

- R-Garden LLC

February 05, 2020

<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/r-garden-llc-591065-02052020>

国内企業宛て。ダイエタリーサプリメントの CGMP 規則違反、不正表示、未承認新規医薬品の問題。

- Apia Export Fish Packers LTD

January 08, 2020

<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/apia-export-fish-packers-ltd-598015-01082020>

サモアの企業宛て。水産食品 HACCP 違反の問題。

- Fujian Guangyang Egg Industry Company Limited

December 26, 2019

<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/fujian-guangyang-egg-industry-company-limited-594964-12262019>

中国の企業宛て。低酸性缶詰食品規則の違反の問題。

- Market America Inc

February 12, 2020

<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/market-america-inc-588959-02122020>

国内企業宛て。ダイエタリーサプリメントの重大な有害事象報告が提出されていない（違反）、不正表示の問題。

- Hindy Import Inc.

January 9, 2020

<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/hindy-import-inc-591679-01092020>

国内企業宛て。FSVP 違反の問題。

- Banjaras Inc

September 25, 2019

<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/banjaras-inc-589115-09252019>

国内企業宛て。FSVP 違反の問題。

- Sassy Cow Creamery, LLC

December 04, 2019

<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/sassy-cow-creamery-llc-587954-12042019>

国内企業宛て。アレルギー管理、衛生管理の問題。

- 米国連邦取引委員会（FTC : Federal Trade Commission）

<http://www.ftc.gov/index.shtml>

1. FTC は認知機能改善宣伝に騙された消費者に返金

FTC Refunding Consumers Defrauded by Cognitive Improvement Claims

February 25, 2020

<https://www.ftc.gov/news-events/press-releases/2020/02/ftc-refunding-consumers-defrauded-cognitive-improvement-claims>

FTC は「認知機能改善」と詐欺的に宣伝されていたサプリメントを購入した消費者に総額 551,000 ドルの 27,174 件の返金小切手を郵送している。存在しない臨床試験を引用して根拠のない有効性宣伝をしていた製品名 Xcel、EVO、Geniux 及び Ion-Z。

● カナダ食品検査庁 (CFIA : Canadian Food Inspection Agency)

<http://www.inspection.gc.ca/english/toce.shtml>

1. オンラインで買い物? 支払う前に CFIA で確認を

Shopping online? Check with CFIA before checking out

2020-02-24

<https://www.inspection.gc.ca/chronicle-360/food-safety/shopping-online/eng/1582221433573/1582222037726>

特定の食品、植物、植物製品、動物あるいは動物製品をカナダに持ち込むことはカナダ市民や経済にとって深刻なリスクを引き起こす可能性がある。規則を遵守していない品物を国境を越えて持ち込むのは違法であり、安全でない。汚染されており食べると病気になる場合もある。気づかずに植物の害虫や病気を持ち込む可能性もあり、カナダの農業や経済への深刻な驚異となるリスクもある。オンライン上で販売されているからといって、輸入が認められているわけではない。輸入された違法製品の廃棄等については個人輸入であっても、あなたの自費で処理されたり、罰金やその他の法的措置が執られる可能性がある。

2. 2020-02-17 食品安全検査報告

2020-02-17 Food Safety Testing Bulletin

<https://www.inspection.gc.ca/food-safety-for-industry/chemical-residues-microbiology/food-safety-testing-bulletins/2020-02-17/eng/1580271834429/1580271834898>

● キャンーラベースの調味料、油脂中のトロパンアルカロイド—2018年4月1日～2019年3月31日

食品化学物質—ターゲット調査—最終報告書

Tropane Alkaloids in Canola-Based Condiments, Fats and Oils – April 1, 2018 to March 31, 2019

Food chemistry – Targeted surveys – Final report

Date modified: 2020-01-13

<https://www.inspection.gc.ca/food-safety-for-industry/chemical-residues-microbiology/food-safety-testing-bulletins/2020-02-17/tropane-alkaloids/eng/1578463897630/1578463898223>

トロパンアルカロイド(TAs)は多数の植物の科によって生産される天然の毒素である。TAs への暴露は、心拍数の増加、血圧の変化、視界不良を引き起こす可能性があり、中枢神経系の機能に影響を与えることがある。TAs へのヒトの暴露は、食用植物との誤認による、あるいは農作物が TA 含有植物の一部で汚染されて生じることがある。報告書は、ほと

んどの場合シロバナヨウシュチョウセンアサガオ(*Jimsonweed: Datura stramonium*)の種子が原因であるとしている。シロバナヨウシュチョウセンアサガオは主にカナダ南東部にみられるが、近年、この種はアルバータ州のキャノーラ畑で雑草として現れ始めた。シロバナヨウシュチョウセンアサガオの種子はキャノーラと同じサイズなので、加工中にそれらを分けることは難しい。キャノーラは主に油生産に用いられ、偶発的なヒトの暴露を防止し、カナダの重要な農業用作物の品質を守るためにキャノーラ油の TAs を監視する必要がある。

このターゲット調査は、全部で 300 のキャノーラベースの調味料や油脂のサンプルをカナダの 6 都市の小売店で集めてアトロピンとスコポラミンの検査を行った。アトロピンは検査した製品には検出されなかった。スコポラミンが検出されたのは 6 サンプル(2%)のみだった。スコポラミンの最大量(55.8 ppb)は純正キャノーラ油の 1 サンプルで検出された。6 陽性サンプルのうち、2 サンプルは同じブランドの圧搾純正キャノーラ油のサンプルで、2 サンプルは同じ賞味期限の同じブランドの調味油で、2 サンプルは異なるロットナンバーの同じ炒め油のサンプルだった。同じ原料のバッチから生産された製品の TA 量の均一分布がこの結果から示された。

観察されたスコポラミン量の範囲は科学的文献に見られるものと同様だった。検出率は他の種類の穀物製品の文献で報告されたものより低く、キャノーラ穀物の交差汚染の平均はより低い及び/又はこのアルカロイドがキャノーラ油加工中の加熱工程中により多く変性することを示唆する。

ヘルスカナダは、この調査で観察されたキャノーラベースの油の TAs 量がヒトの健康への懸念を引き起こすことは予期されないと判断したため、この調査による回収はない。CFIA はその後数年内に同様の製品のさらなる検査を含む適切なフォローアップ活動を実施した。

- ジュース中の非表示の牛乳、グルテン、ダイズ—2014年5月1日～2015年3月31日
フードアレルギーターゲット調査

Undeclared Milk, Gluten and Soy in Juices – May 1, 2014 to March 31, 2015

Food allergen – Targeted surveys

Date modified: 2020-01-13

<https://www.inspection.gc.ca/food-safety-for-industry/chemical-residues-microbiology/food-safety-testing-bulletins/2020-02-17/undeclared-milk-gluten-and-soy-in-juices/eng/1578466418343/1578466418781>

食物アレルギーは全年齢の人々に影響が起こりうるが、特に子供で一般的である。食物アレルギーはアレルギーのある人には重篤な、あるいは命を脅かす健康リスクとなることがある。さらに、アレルギーとはみなされていないが、表示されていないグルテンがセリアック病やグルテンに感受性の高い人の慢性的な健康問題に寄与する可能性がある。アレルギーやグルテンは原材料に存在するため、あるいは交差汚染によって食品生産チェーン

に偶発的に入り込むことがあるため、食品に存在する可能性がある。供給源に関わらず、企業は、該当する場合、特定のカナダの規則を遵守すること、あるいはアレルゲンの量を可能な限り少なくしておくことにより、生産された食品はヒトが摂取するのに安全だと保障しなければならない。

この調査の主な目的は、ジュース中の非表示の牛乳、グルテン、ダイズの存在や量に関するベースライン情報を得ることである。この調査で 300 サンプルが検査され、そのうち表示されていない牛乳、グルテン、ダイズを含むものはなかった。

-
- オーストラリア・ニュージーランド食品基準局
(FSANZ : Food Standards Australia New Zealand)
<http://www.foodstandards.gov.au/>

1. フードサービス業界向け食品安全管理ツールへの意見募集

Call for comment on food safety management tools for the food service industry

Date: 21/02/2020

<https://www.foodstandards.gov.au/media/Pages/Call-for-comment-on-food-safety-management-tools-for-the-food-service-industry.aspx>

FSANZ は、フードサービス及び小売り部門に向けて追加の食品安全管理ツールに関する意見募集を 2020 年 3 月 20 日まで実施する。

食中毒がなかなか減らないために安全管理の改善が必要である。主にすぐ食べられる食品 (RTE) とハザードの可能性のある食品 (PHF) を扱う部門を対象に、全ての取扱者に食品安全訓練、食品安全監視者認証、コンプライアンスの根拠と追跡等を提案している。

2. 食品リコール統計

Food recall statistics

(January 2020)

<https://www.foodstandards.gov.au/industry/foodrecalls/recallstats/Pages/default.aspx>

<リコールデータを収集する理由>

FSANZ は 1990 年以降オーストラリアの食品リコールに関するデータを収集している。このデータを使用して、食品企業で発生した傾向やよくある問題を特定できるため、将来の問題を予防するための措置を講じることができる。これらの統計は毎年更新される。

FSANZ による食品リコールの分類

- ・微生物汚染
- ・表示
- ・異物

- ・化学物質/他の汚染物質
- ・非表示のアレルゲン
- ・生物毒素
- ・その他

食品リコール統計(2010年1月1日～2019年12月31日)

2010年1月1日～2019年12月31日の間にFSANZは707件のリコールをまとめた。過去10年の年間平均リコール数は71件に増えた(以前は67件)。

過去10年間で最も多いリコールは、アレルゲンの非表示(283件のリコール、この期間中の全リコールの40%に相当)、微生物汚染(181件のリコール、この期間中の全リコールの26%に相当)である。アレルゲンの非表示によるリコールは増加し続けているが、「微生物」や「その他」のリコールも増えている。異物によるリコールは減少している。

2016年にFSANZはアレルゲンの非表示によるリコールの根本原因を特定するために、追加のリコール事後報告質問を導入した。アレルゲン非表示によるリコールの根本原因、問題検出、是正措置のさらなる情報については、専用アレルゲン非表示の年間統計ページを参照。

* Food recall allergen statistics 2016-2019

<https://www.foodstandards.gov.au/industry/foodrecalls/recallstats/Pages/allergen-stats.aspx>

アレルゲンの非表示

過去10年間のリコールに関して、最も一般的なアレルゲン非表示は牛乳で、関連する全てのアレルゲンのリコールの30%を占める(2018年から変わらない)。複数のアレルゲンはアレルゲンに関連するリコールで2番目に多く、この分類の18%を占める。リコールの14%はアレルゲンとして表示されていないピーナッツである。

過去10年間でアレルゲンの非表示によりリコールされた最も一般的な食品種類は「ミックス及び/又は加工食品」で、全てのアレルゲン非表示のリコールの30%に相当する。「ミックス及び/又は加工食品」には、スナック菓子、カスタード粉末、冷凍食品が含まれる。アレルゲン非表示によりリコールされた2番目に多い食品は「焼き菓子」(14%)、3番目は「パン及びベーカリー製品」(12%)である。

(微生物関連は省略)

異物

2010～2019年の間、異物による101件のリコールがあった。食品中に見つかった異物の最も多い種類は、金属(40%)、プラスチック(29%)、ガラス(21%)だった。

生物毒素

定期的に発生する生物毒素によるリコールは、過去10年、年間1～15件である。2010年1月1日～2019年12月31日までの生物毒素によるリコールの総数は41件だった。

麻痺性貝毒(カキ、イガイ)は、食品リコールの63%を占める。次に最も多い生物毒素は青酸(タピオカチップスやアプリコットカーネルに見られる天然シアン化合物)で、全て

の生物毒素リコールの 17%に相当する。

化学物質と他の汚染物質

化学物質や他の汚染物質によるリコールはあまり多くない。2010年1月1日～2019年12月31日まで化学物質と他の汚染物質によるリコール総数は20件だった。他の汚染物質や洗剤及び消毒剤汚染は、それぞれリコールの35%と30%を占めた。

食品リコールに関連する食品分類

報告条件とデータ収集を支援するために FSANZ は食品リコールに関連する最も多い食品種類を整備している。最も多いリコールに関連した食品は「ミックス及び/又は加工食品」である。これは、複数の成分を含む多くのロングライフ包装食品や製造品など、おそらくこの見出しで分類されている食品の範囲が広いためである。「パン及びベーカリー製品」はリコールに関連する2番目に多い食品種類である。パン、ビスケット、ケーキ、菓子パンが含まれる。

3. 食品基準通知

● Notification Circular 114-20

21 February 2020

<https://www.foodstandards.gov.au/code/changes/circulars/Pages/Notification114-20.aspx>

閣僚フォーラムによるレビュー要請

- ・ 2'-O-フコシルラクトース (2'-FL) 単独あるいはラクト-N-ネオテトラオース(LNnT)との組み合わせの乳児用ミルクなどへの添加認可申請に関連して

意見募集

- ・ 食品安全管理ツール

● Notification Circular 115-20

<https://www.foodstandards.gov.au/code/changes/circulars/Pages/Notificationcircular115-20.aspx>

改訂 No.191

- ・ 加工助剤としての GM *Aspergillus oryzae* 由来エンドイヌリナーゼ
- ・ ステビオールグリコシドの酵素による生産
- ・ 大麦のイマザピルの MRL

● Notification Circular 116-20

28 February 2020

<https://www.foodstandards.gov.au/code/changes/circulars/Pages/Notification%20Circular%20116-20.aspx>

新規提案

- ・ 遺伝子技術と新規交配技術の定義：食品基準における「遺伝子工学を用いて生産され

● オーストラリア TGA (TGA : Therapeutic Goods Administration)

<http://www.tga.health.gov.au/index.htm>

1. Caruso's Natural Health 社は Caruso's Kids Eye Care 製品の根拠を保持していると不当に主張して\$12,600 の罰金を科せられた

Caruso's Natural Health fined \$12,600 for falsely claiming to hold evidence for Caruso's Kids Eye Care

26 February 2020

<https://www.tga.gov.au/media-release/carusos-natural-health-fined-12600-falsely-claiming-hold-evidence-carusos-kids-eye-care>

Caruso's Natural Health Pty Ltd (Caruso's Natural Health)社は、保健省管轄の TGA が発表した違反通知書に応じて\$12,600 の罰金を支払った。Caruso's Kids Eye Care 製品がいくつかの適応症をサポートする根拠があると虚偽または誤解を招く証明をしたため、この会社に違反通知書が発行された。

特に、この製品は以下の主張を裏付ける証拠を保持すると主張した。

- ・ 体内で形成されるフリーラジカルを減らす
- ・ 体細胞へのフリーラジカルのダメージの削減/低下に役立つ
- ・ 目の黄斑の健康を維持/サポートするのに役立つ
- ・ 目の網膜の健康を維持/サポートするのに役立つ

リストに記載される医薬品のスポンサーは関連する根拠を保持しなければならない

オーストラリアの医薬品の登録については、医薬品のリスト記載時に、スポンサーは、その医薬品に関する全ての適応と主張の根拠を保持していることを証明/確認する必要がある。登録医薬品とは異なり、リストに記載される医薬品は、通常は低リスクなので完全な市販前調査の対象ではなく、そのためスポンサーがリスト記載申請で作る証明書はその医薬品の安全性と有効性を確保するのに重要である。

リスト申請で虚偽または誤解を招く証明を提出すると、すなわち、その主張をサポートするために適切な根拠を保持せずにこの医薬品は有効だと主張すると、リストに記載する医薬品の規制の枠組みの誠実さを害し、安全でも有効でもない可能性のある製品に消費者を暴露させることになる。スポンサーは適切な適法性評価を実施して、リストに記載される前に製品をサポートする十分な根拠を保持するよう注意する必要がある。

TGA は根拠についてランダムな市販後チェックを実施する

TGA は、コンピューターアルゴリズムを使用し、一定の割合をランダムに選択して、リストに記載した医薬品の市販後法令順守レビューを行っている。これらのレビューには、

医薬品のリスト記載時にスポンサーが作成した証明書の真実性と正確性が含まれ、リストされた医薬品が関連する規制要件に準拠しているかどうかをTGAが判断できるようにしている。Caruso's Kids Eye Care 製品は、医薬品の有効性をサポートするためにスポンサーが保持する根拠の評価を含む準拠性検査のためにランダムに選択された。

違反通知書について

TGA は、個人または企業が 1989 年の医薬品法(the Act)に違反していると信じる合理的な根拠がある場合、違反通知書を発行できる。違反通知書の支払いは犯罪行為や法的責任を認めるものではない。

2. 安全性警告

Bling Bling Sister BBS Superman Capsules

26 February 2020

<https://www.tga.gov.au/alert/bling-bling-sister-bbs-superman-capsules>

製品は表示されない成分シブトラミン、オルリスタットを含む。製品写真あり。

● 香港政府ニュース

<http://www.news.gov.hk/en/index.shtml>

Centre for Food Safety of Food and Environmental Hygiene Department, The Government of the Hong Kong Special Administrative Region の承諾を得て掲載していません。

1. 2019 年の食品インシデントのレビュー

Food Incidents

Last revision date: 19 Feb 2020

https://www.cfs.gov.hk/english/multimedia/multimedia_pub/multimedia_pub fsf 163 0 1.html

香港食物安全センター(CFS)は、香港以外で発生する食品インシデントを監視しレビューするために食品インシデント監視システム(FISS)を構築した。FISS を通して、CFS は国の食品当局のウェブサイトを見守りして食品インシデントを積極的に確認する。CFS はインテリジェンスネットワークをさらに広げるために、FAO と WHO が共同管理する国際食品安全当局ネットワーク(INFOSAN)や、EU の「食品及び飼料に関する緊急警報システム(RASFF)」などの国際的な食品安全性情報ネットワークにも参加している。FISS は、CFS が香港住民の食品安全に影響する可能性のあるイベントに素早く対応できるように構築されたプラットフォームである。

2019 年の食品インシデント

2019年に、CFSはFISSによりアレルギー非表示に関する約400件の食品インシデントを含む約2,040件の食品インシデントを確認した。CFSは確認された全ての食品インシデントを評価し、フォローアップ行動をとった。

香港内に影響する可能性のある食品インシデントに応じて、CFSは、関連機関や業者への連絡、一般人や業者に情報提供するための香港内警告の発表、必要に応じ、分析用の関連食品サンプルの収集など、様々な適切な行動をとった。影響を受けた製品が香港内で入手可能な場合には、CFSは販売を停止し、製品のリコールを開始するよう業者に指示する場合があった。製品をリコールし、適切な食品安全助言を提供するために公示される可能性がある。

CFSは2019年に、133件の食品インシデントメッセージ、24件の貿易警告、29件のプレスリリースを発表した。香港内警告の発表事例として確認されたハザードには、微生物(リステリア菌、サルモネラ菌、大腸菌(E. coli)など)、化学物質(未承認の/過度の防腐剤の使用、アレルギー非表示など)、物理(異物)、その他(標準以下の品質)が含まれる。香港内警告が発表された微生物や化学物質のハザードに関連する食品インシデントは、それぞれ37%、36%を占めた。

結論

全体として、制定されている効果的な食品インシデントの監視および対応システムにより、CFSは食品安全性保護のためにタイムリーな方法で食品インシデントを検出・管理できるようになった。

2. CFSは肉の二酸化硫黄の使用に関するサーベイランスの結果を発表

CFS announces test results of targeted surveillance on use of sulphur dioxide in meat
Monday, February 17, 2020

https://www.cfs.gov.hk/english/press/20200217_7832.html

食品安全センター及び食物環境衛生署は、食肉への二酸化硫黄（注：保存料だが生鮮肉及びチルド肉への使用は認められていない）の使用に関する絞った食品サーベイランスの結果を公表した。600サンプル中12サンプルが二酸化硫黄を含んでいた。全体として98%が合格であった。

3. 違反情報

● 基準値超過の残留農薬が中国ケールサンプルに検出された

Excessive pesticide residues found in a Chinese kale sample

Monday, Feb 17, 2020

https://www.cfs.gov.hk/english/unsat_samples/20200217_7835.html

食品安全センターが検査したところ、中国ケール（カイラン）において、ピラクロストロビンが最大残留基準値0.1 ppmのところ、1.3 ppm検出であった。

● チョコレートサンプルが栄養表示規則に違反

Chocolate not in compliance with nutrition label rules

Friday, Feb 21, 2020

https://www.cfs.gov.hk/english/unsat_samples/20200221_7841.html

日本産チョコレートからナトリウムが 4 mg/100 g 含有という表示のところ、8 mg/100 g 検出された。

● 韓国食品医薬品安全処 (MFDS : Ministry of Food and Drug Safety)

<http://www.mfds.go.kr/index.do>

1. 日本産輸入食品の放射能検査の結果

輸入検査管理課 2020-02-07

- 2020.1.31~2020.2.6

https://www.mfds.go.kr/brd/m_100/view.do?seq=43109

- 2020.1.17~2020.1.30

https://www.mfds.go.kr/brd/m_100/view.do?seq=43108

2. 食薬処、2019年の食品など輸入動向を発表

輸入検査管理課 2020-02-06

https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=43950

食品医薬品安全処は、昨年、食品などの輸入が 168 ヶ国から約 738 千件、1,860 万トン、281 億ドルが輸入されたと明らかにした。

2018 年比は、件数が 1.4% ('18 年 728 千件)、重量は 0.3% ('18 年 1,855 万トン)、金額は 2.8% ('18 年 273 億ドル) 増加した。特に、輸入額は 2018 年に比べて農・林・水産物が減少した一方、畜産物や加工食品などは増加した。

* 加工食品など：加工食品、健康機能食品、食品添加物、器具・容器・包装

昨年、食品などは計 168 ヶ国から輸入されており、国別の輸入金額と重量を分析してみると、いずれも米国が最も多かった。輸入金額では、米国が 67 億 8,616 万ドルで最も高く、中国 (47 億 1,690 万ドル)、オーストラリア (24 億 6,044 万ドル)、ベトナム (12 億 1,088 万ドル)、ロシア (8 億 7,854 万ドル) の順で、これら 5 ヶ国が輸入金額の全体の 56.9% を占めた。輸入重量では、米国が 483 万トンで最も多く、オーストラリア (300 万トン)、中国の (300 万トン)、ブラジル (86 万トン)、タイ (84 万トン) の順であり、これらの 5 ヶ国で全輸入量の 67.5% を占めた。また、昨年は約 1,825 品目が輸入され、輸入金額では牛肉、豚肉、精製加工用原料が、輸入重量では精製加工用原料、小麦、トウモロコシが最も多かった。

* 精製加工用原料：アルコールや原糖など精製、加工を経れば食品に使用できる原料

輸入された品目をそれぞれ重量順でみると以下の通り。

- (農・林産物) 403 品目、小麦、トウモロコシ、大豆、バナナ、米
- (水産物) 292 品目、冷凍スケトウダラ、冷凍イカ、冷凍エビ、冷凍サバ、冷凍カニ
- (畜産物) 65 品目、豚肉、牛肉、鶏肉、ナチュラルチーズ、混合粉ミルク
- (加工食品) 208 品目、精製加工用原料、ビール、白菜キムチ、果物野菜加工品、精製塩
- (健康機能食品) 220 品目、ビタミン/ミネラル、フラクトオリゴ糖、EPA と DHA 含有油脂、タンパク質、個別整形外科製品
- (食品添加物) 535 品目、酢酸デンプン、L-グルタミン酸ナトリウム、リン酸、混合製剤、クエン酸
- (器具・容器・包装) 102 品目、紙製、ステンレス製、陶磁器製、無着色ガラス製、ポリプロピレン製

昨年だけで 1 万トン以上輸入された品目のうち 2018 年比の増加率が最も高い品目は「冷凍ニシン」で前年比 362.1%増加、牛乳 (182.0%)、加工チーズ (129.5%)、水産物加工品 (102.2%)、豆類加工品 (83.2%) の順だった。また、主要 3 ヶ国 (米国、中国、日本) の輸入量は、2018 年比で、米国は 3.4%増加 ('18 年 467 万トン)、中国と日本はそれぞれ 1.6% ('18 年 305 万トン)、23.6% ('18 年 18 万トン) 減少し、主に輸入量が減少した品目では、中国はタマネギ ($\Delta 57.9\%$)、冷凍イカ ($\Delta 32.2\%$) が、日本はビール ($\Delta 41.2\%$)、酒 ($\Delta 37.6\%$) などだった。

一方、昨年の輸入食品不適合率は 0.18% (738,090 件中 1,296 件不適合) で 2018 年 (不適合率 0.2%) に比べて 0.02%減少し、これは、初めて輸入される食品よりも、輸入履歴があり安全性が確保された食品が更に多く輸入されたためだと分析された。

* 2018 年輸入申告 728,114 件、不適合 1,478 件

** 食品など初めての輸入件数 : 2018 年 (45,670 件) → 2019 年 (44,462 件)

輸入国 168 ヶ国のうち 68 ヶ国、1,825 品目のうち 250 品目が不適合判定を受けており、国別では中国が 405 件 (不適合率 0.20%) で最も多く、米国 (131 件、0.13%)、ベトナム (117 件、0.38%)、タイ (74 件、0.23%)、インド (57 件、0.92%) の順だった。品目別では果物野菜加工品が 74 件と最も多く、菓子 (53 件)、天然香辛料 (47 件)、パン類 (35 件)、その他の加工品 (33 件) の順だった。不適合の理由としては、基準及び規格 (含量、酸化など) 違反が最も多く、食品添加物の使用基準 (保存料、色素など) 違反、微生物 (細菌数、大腸菌など) 基準違反の順だった。

* 検査結果で不適合判定された製品は、輸出国に返送、他国への搬出又は廃棄措置

食薬処は、今後も不適合が繰り返し発生する恐れがある輸入食品等に対しては、営業者自らが安全性を立証するようにする検査命令制を継続的に拡大し、不適合発生の可能性が高い製品を中心に検査をさらに強化して、国民が安心して輸入食品を摂取することができるよう最善を尽くす。

3. データの偽造・変造を防ぐ「スマート HACCP」適用業者の優待措置！

食品安全表示認証課 2020-02-05

https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=43949

食品医薬品安全処は、「重要管理点（CCP）の監視、自動記録管理システム」（以下、「スマート HACCP」）を適用する店に対しては、定期調査・評価と表示・広告において優遇措置を受けられるようにする内容で「食品及び畜産物安全管理認証基準」告示改正案を2月5日、行政予告すると発表した。

* スマートハサップ（HACCP）：IoT技術を活用して、HACCPの核心である重要管理点（CCP）の監視データをリアルタイムで自動記録・管理して、確認・保存できるようにすることでデータの偽造・改ざんを防止することができるシステム（IoTは「Internet of Things」）

今回の改正案は、監視データの偽造・改ざんを予防して HACCP 制度の信頼性を高める一方、スマート HACCP の活性化及び適用業者拡大のために用意した。主な内容は、▲スマート HACCP の定義と登録手続きの用意、▲スマート HACCP の適用業者に対する定期調査・評価について現場調査の免除規定の新設、▲スマート HACCP 適用事実に対する表示・広告の許容などである。参考として、スマート HACCP を適用する業者は重要工程の管理状況を自動的に記録・管理することができ、HACCP 運営の効率があがり食品事故による損失を防止できると期待している。

食薬処は、スマート HACCP を準備する業者に対しては財政的負担を軽減するために、中小ベンチャー企業部の「スマート工場の構築事業*」と連携して構築費用を支援しており、スマート HACCP を拡大していくために多角的な支援策などを模索する計画である。

* スマート HACCP 構築費用支援：業者ごとに最大1億ウォン（所要費用の50%）
改正案について意見がある場合は2月25日まで提出できる。

4. オンライン食品販売業者など約1,800ヶ所を特別点検

食品安全管理課 2020-02-05

https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=43947

食品医薬品安全処は最近、「新型コロナウイルス感染症」に対する懸念によりオンラインを通じた食品購入が急激に増加しているため、2月6日から14日までオンライン配達マーケット及び配達飲食店など合計で約1,800ヶ所の衛生管理実態を17の地方自治団体と集中点検する。

今回の特別点検はオンライン配達マーケット、インターネット食品製造業者と配達アプリを通じて調理食品を販売している飲食店などオンラインで注文を受け配送（配達）する業者を対象に、食品の衛生的取扱いなどを重点的に調査し、オンラインで多く販売されている加工食品などを回収して食中毒菌などの安全性の検査を実施する予定である。主な点検内容は、▲賞味期限経過製品の使用・販売、▲食品の衛生的取扱いの可否、▲冷凍・冷蔵等の温度管理遵守可否など。また、衛生管理実態点検と、▲調理前・後における流水での

30 秒以上の手洗い、▲調理過程中のマスク着用、▲使用する調理機械・器具及び食器の殺菌・消毒、▲疑いの症状がある従事者を直ちに業務排除など、「新型コロナウイルス感染症予防規則の遵守」を現場指導する計画である。

5. 農薬残留基準が気になるなら農薬名・農産物名で探してみてください

有害物質基準課/残留物質課 2020-02-05

https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=43946

食品医薬品安全処は、食品安全管理業務に活用できるように、昨年新たに用意された残留許容基準を含む、国内で基準が設定されている農薬全 507 種を参照しやすく整理した「2020 年農産物の農薬残留許容基準」パンフレットを製作して配布する。

パンフレットは、農薬名で確認すると、その農薬の残留許容基準が設定されたすべての農産物を参照することができ、農産物名で確認すると、その食品に設定されたすべての農薬残留許容基準を参照できるよう構成した。特に、昨年に農薬許容物質リスト管理制度 (PLS : ポジティブリスト制度) が全面施行されて国産及び輸入農産物の合計 1,244 の残留許容基準が新設・変更されたので、食品や農薬会社などの関連業界従事者、残留農薬検査員及び食品衛生検査機関担当者等が容易に参照できるように製作した。また、輸出国と輸入者も農産物を韓国に輸出入する際に活用できるように農薬名・食品名をハングルと英文を一緒に表示した。

* Pesticide MRLs

http://www.foodsafetykorea.go.kr/foodcode/02_01_02.jsp

6. 回収措置

「アズルビン検出」の輸入ザクロ果汁濃縮液などの回収措置

輸入流通安全課/食品安全管理課 2020-01-30

https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=43939

食品医薬品安全処は、トルコ産「ザクロ果汁濃縮液」で国内登録されていない色素である「アズルビン (Azorubine)」が検出され、これらの製品と、これを原料として使用し国内で製造・販売した「ザクロジュース」などを販売中断と回収措置する。回収対象は、トルコ産「ザクロ果汁濃縮液」とそれを使って製造した「ザクロ 100」など 7 製品。

● シンガポール保健科学庁 (HSA : Health Science Authority)

<http://www.hsa.gov.sg/publish/hsaportal/en/home.html>

1. COVID-19 (新型コロナウイルス感染症 2019) の予防や治療を主張する製品への助言

Advisory on products claiming to prevent or treat COVID-19 (Coronavirus Disease

2019)

21 Feb 2020

[https://www.hsa.gov.sg/consumer-safety/articles/details/advisory-on-products-claiming-to-prevent-or-treat-covid-19-\(coronavirus-disease-2019\)](https://www.hsa.gov.sg/consumer-safety/articles/details/advisory-on-products-claiming-to-prevent-or-treat-covid-19-(coronavirus-disease-2019))

シンガポール健康科学庁(HSA)は、COVID-19 (コロナウイルス感染症 2019)の予防・治療を主張する健康製品、ハーブ、「クリップオン」製品を含む健康製品の国内やオンラインでの購入に対して消費者に助言する。

消費者が心に留めるべきこと

- ・ 現在のところ、どの健康サプリメント、漢方薬、伝統医薬、ハーブ、「クリップオン」製品も、COVID-19 の予防・保護・治療に役立つよう特に免疫系を強化するという根拠はない。
- ・ 「科学的根拠」の広告内容は確認できない。販売業者によっては、彼らの製品がCOVID-19 を含むウイルスを殺したり拡散を止めたりする「科学研究」や「根拠」に基づいて開発されたと主張することもある。そのような主張は、しばしば、特にCOVID-19 などの新たな感染症が懸念される場合、強固な科学的根拠に欠け、確認できない。
- ・ 不明なウェブサイト、オンラインフォーラム、ブログショップ、eメールで送られたチラシ、無免許あるいは不明な薬局からの健康製品の購入を避けること。それらの経営者は大抵不明で信頼できず、それらの製品がどこでどのように作られたか確信できない。それらは偽物だったり、有害成分が混入していたり、さもなければ安全でない可能性がある。品質が悪かったり、非衛生的な状態で製造された可能性もある。
- ・ 健康製品の疑わしい販売や広告を HAS に報告すること。

販売業者と小売業者への情報

HAS は販売業者と小売業者に向けて、販売する製品が COVID-19 などの感染症の予防・保護・治療ができるという虚偽及び誤解を招く主張をしないよう注意を呼び掛けている。販売業者と小売業者は、健康製品が、COVID-19 の原因である新型コロナウイルスを含む特定の微生物に対する、特定の感染症あるいは主張の有効性への主張や言及はできないことにも注意すること。

HAS は、関連する法律に違反した場合、必要な強制措置を講じる。

● その他

EurekaAlert

● 減量用ハーブ医薬品の根拠は不十分

Insufficient evidence backing herbal medicines for weight loss

17-FEB-2020

https://www.eurekalert.org/pub_releases/2020-02/uos-ieb021720.php

シドニー大学の研究者らが減量用ハーブ医薬品の世界的レビューを行った。*Diabetes, Obesity & Metabolism* に発表された系統的レビューでは 4,000 人以上の参加者となる 54 の RCT の知見を解析した。一部のハーブ医薬品でプラセボより統計学的に有意な減量が報告されているが 2.5 kg 以下で臨床的な意味はなかった。減量用ハーブサプリメントによく使われている成分は緑茶、ガルシニア、白インゲン豆、アフリカマンゴなど。オーストラリアでは 1996 年から 2006 年の間に減量用ダイエタリーサプリメントが Australian Register of Therapeutic Goods (ARTG) に 1000 登録されているが、有効性は評価されていない。

- 新しい検査が毒キノコを同定

New test identifies poisonous mushrooms

19-FEB-2020

https://www.eurekalert.org/pub_releases/2020-02/udoa-nti021920.php

USDA ARS の科学者らがシンプルで持ち運び可能な毒キノコ同定検査を開発し、*Toxins* に発表した。キノコや患者の尿から約 10 分でわずか 10 ppb のアマニチンを検出できる。この新しい検査法はモノクローナル抗体を用いたイムノアッセイで、検出できるのはアマニチンのみ。

* Rapid, Sensitive, and Accurate Point-of-Care Detection of Lethal Amatoxins in Urine

<https://www.mdpi.com/2072-6651/12/2/123>

ラテラルフローイムノアッセイキット

- セルビアの地下水の雑草由来化合物が腎疾患風土病に寄与しているかもしれない

Weed-derived compounds in Serbian groundwater could contribute to endemic kidney disease

19-FEB-2020

https://www.eurekalert.org/pub_releases/2020-02/acs-wci021920.php

Danube 川沿いのバルカン地方の農村はバルカン腎症と呼ばれる特有の腎疾患に罹患することが長い間知られている。最近科学者は、この病気と食用作物が取り込むこの地域に生える雑草に含まれる化合物との関連を報告しているが、今回 *Environmental Science & Technology* に発表された研究で汚染された地下水もまた重要なヒト暴露源であることが発見された。アリストロキア酸 (AA) は強力な腎毒素でハーブ医薬品による腎疾患が知られている。バルカン地域に生える雑草 *Aristolochia clematitis* L. は AA を作り、植物が腐るとき土壤に毒素を放出する。そのためバルカン地方の食品には AA が検出される。研究者らはセルビアの井戸水 123 検体の AA を調べ、ナノグラム/L レベルで広範に汚染されていることを発見した。バルカン腎症を減らすには *Aristolochia clematitis* L. 対策が緊急に必要なであ

る。

- 女性の消防士と事務職の PFAS 暴露を比較する

Comparing PFAS exposures in female firefighters and office workers

26-FEB-2020

https://www.eurekalert.org/pub_releases/2020-02/acs-cpe022120.php

Environmental Science & Technology に公表。サンフランシスコの事務職 84 人と消防士 86 人の血清中 PFAS 12 種類を分析。全部で 8 種類の PFAS が検出され、そのうち 4 種は全員から検出された。消防士の方がやや高濃度だったのは（最大 2 倍）PFNA、PFUnDA 及び PFHxS。

- 正常コレステロール濃度を維持したい成人にとって砂糖入り飲料は良くない選択

Sugary drinks a sour choice for adults trying to maintain normal cholesterol levels

26-FEB-2020

https://www.eurekalert.org/pub_releases/2020-02/tuhs-sda022420.php

毎日砂糖入り飲料を飲む中高年はめったに飲まない人に比べてコレステロールとトリグリセリド濃度が異常値になるリスクが高い。*Journal of the American Heart Association* に発表された米国の研究。100%フルーツジュースとダイエットドリンクでは一貫した関連は見られなかった。

- 「ソーダ税」1 年、研究者はこの法律が砂糖入り飲料の摂取に影響しなかったことを発見

One year into 'soda tax,' researchers find law did not affect sugary-beverage consumption

26-FEB-2020

https://www.eurekalert.org/pub_releases/2020-02/du-oyi022620.php

フィラデルフィアが 1 オンスあたり 1.5 セントのソーダ税を導入して 1 年、新しい知見はこの法律がフィラデルフィア住民の飲むものに最小限の影響あるいは全く影響がなかったことを示す。*International Journal of Environmental Research and Public Health* に発表された Drexel 大学の研究。これまでの研究で課税により消費量が減ったと報告されているのは毎日砂糖入り飲料を飲む低所得層を調べたもので、今回の研究は集団ベースの典型的な成人を対象にしている。この集団で砂糖入り飲料を毎日飲むのは 25% だけである。

以上

食品化学物質情報

連絡先：安全情報部第三室